

市民の声

令和6年度 広聴年報

さいたま市 市長公室 秘書広報部
(広聴課)

目 次

1	概要	1
(1)	広聴の体系	1
2	広聴事業一覧	2
3	個別広聴	4
(1)	わたしの提案	4
(2)	陳情・要望等	32
4	集団広聴	33
(1)	タウンミーティング	33
5	調査広聴	36
(1)	市民意識調査（郵送法）	36
(2)	インターネット市民意識調査	42
6	住民相談	45
(1)	令和6年度実施状況	45
7	パブリック・コメント	46
(1)	年度別実績	46
(2)	令和6年度実績	46
(3)	パブリック・コメント制度の流れ	48
8	コールセンター	49
(1)	受付件数	49
(2)	令和6年度サービス指標	52
(3)	令和6年度利用者満足度調査結果	53

9	市民の声モニター	54
(1)	市民の声モニターのイメージ	54
(2)	登録者数	54
(3)	令和6年度案内実績	54
10	子ども・若者の提案	55
(1)	令和6年度子ども・若者の提案制度 募集テーマ	55
(2)	主な提案概要	55
参考資料		
○	さいたま市長への提案制度要綱	59
○	市長への提案制度「わたしの提案」処理要領	66
○	さいたま市市民の声取扱要綱	69
○	さいたま市タウンミーティング運営要領	74
○	さいたま市パブリック・コメント制度要綱	76
○	市民の声モニター制度要綱	80
○	子ども・若者の提案制度要綱	85

注) 本書における比率は小数第2位を四捨五入して算出していますので、比率の合計が100.0%にならないことがあります。

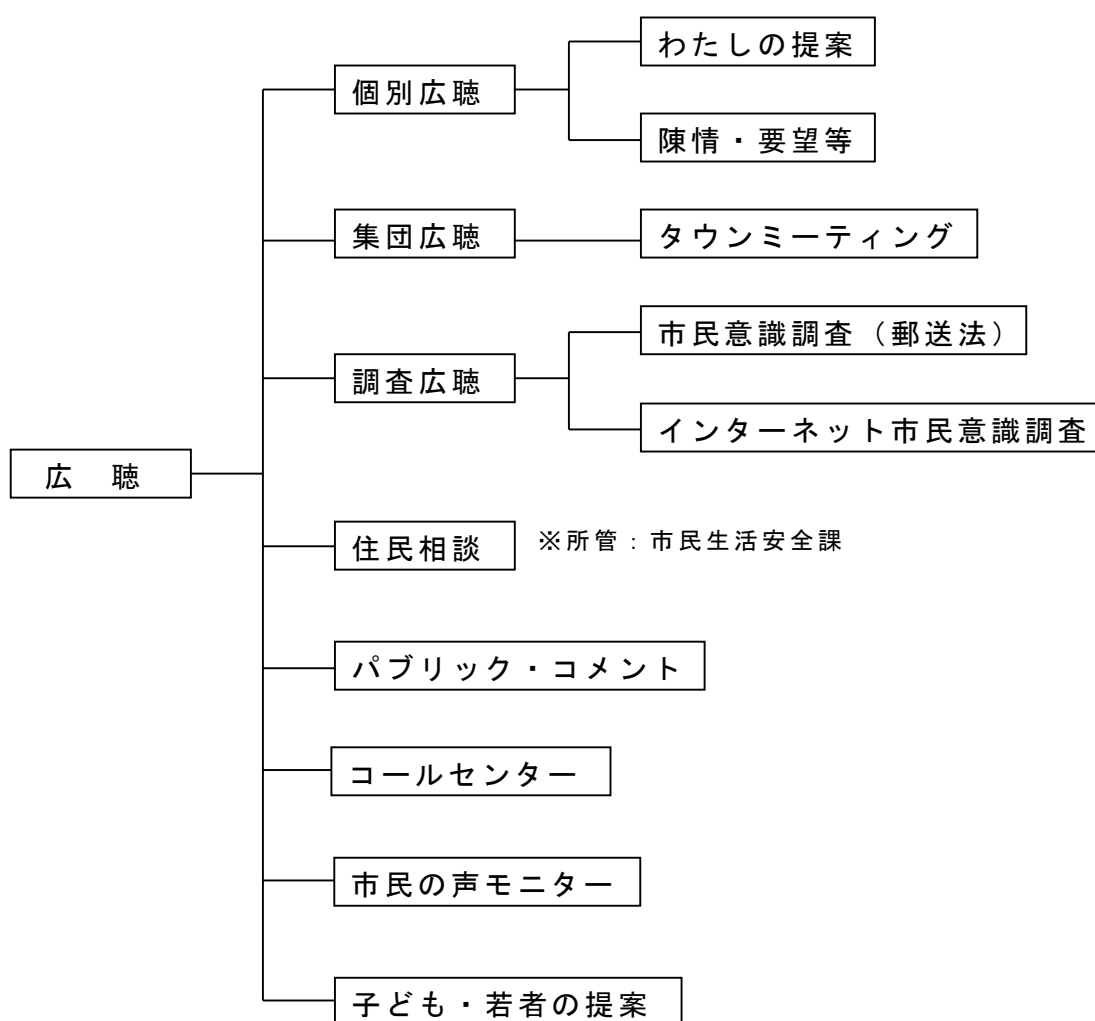
1 概要

本市は、「市民一人ひとりがしあわせを実感できる都市」を目指して、広く市民の声を聴き、市政への反映を図るために、わたしの提案、タウンミーティング、市民意識調査、パブリック・コメントなど各種広聴事業を行っています。

平成 22 年 4 月からは、多様化する市民ニーズや各所管に寄せられる市民の声を集約するため広聴課を設置し、更なる広聴事業の充実を図っています。

また、平成 25 年 4 月からは、様々な手段で寄せられた市民の声を一元的に集約し、市政運営に反映することを目的として、「市民の声データベースシステム」を運用しています。

(1) 広聴の体系



2 広聴事業一覧

事業名	内 容
わたしの提案	市民から市政に対する建設的な提案を寄せていただき、市政運営への反映と、市民参加意識の促進を図ることを目的として、市長への提案制度「わたしの提案」を実施しています。 市役所・区役所、その他公共施設、市内各駅等、273か所（令和6年度末現在）に設置した専用封筒や、FAX、「市民の声Web」により提案を受け付けています。 受け付けた提案は担当する部課において対応し、市長が提案内容と対応結果を確認します。 また、原則として、寄せられた提案の受付から回答までの進捗状況、及び提案の概要と回答を市ホームページ上で公表しています。
陳情・要望等	市政に関する意見、要望等について、各団体等から文書により陳情書や要望書として、各所管に提出されたものです。 受付から回答までの進捗状況と、その内容について、市ホームページ上で公表しています。
タウンミーティング	市民と市の信頼関係の構築と、市民の声の市政への反映を目的として、市民と市長が直接対話をする「タウンミーティング」を、全10区に加え、オンラインでの開催もしています。
市民意識調査（郵送法）	市政全般にわたる市民の満足度や要望を把握する手法として、無作為に抽出した市内在住者5,000人及び市内在勤者2,000人を対象にアンケート調査を毎年実施し、結果は施策の立案、実施等のための基礎資料として活用しています。
インターネット市民意識調査	迅速に市民意識を把握することにより、重要施策や緊急課題に市民意識を反映させることを目的に、市内在住者1,000人を対象に、インターネット市民意識調査を実施しています。

事業名	内 容
住民相談 ※所管：市民生活安全課	市民の種々の困りごとなどに対して、各種の相談窓口を設けるなど個々のケースに即した適切なアドバイスや回答に努め、市民生活の安定に寄与しています。
パブリック・コメント	市の基本的な政策等の策定にあたり、当該政策等の形成過程の情報を公表し、その公表した情報に関して提出された市民の意見及び意見に対する市の考え方を公表することにより、市民等の意見を市の政策等に反映させる制度として実施しています。
コールセンター	市の行政サービスや手続、施設案内やイベント情報など様々な問合せを、電話、電子メール、FAXで受け付けています。 受付時間については、電話は午前8時から午後9時まで、電子メール、FAXは24時間、いずれも年中無休です。 また、市民から問合せが多い質問とその回答を、市ホームページ上で「さいたま市よくある質問」として公開しています。
市民の声モニター	市民意識調査の対象者5,000人を含め、広く市民からモニターを募集し、ご登録いただいた方に、タウンミーティング、審議会、委員会、シンポジウム、ワークショップ、講演会、講座及びパブリック・コメントなどへ参加していただき、市に意見を寄せていただく制度です。 無作為抽出の手法を取り入れ、多くの潜在的な市民の意向を把握して事業に生かすため、平成27年度から実施しています。
子ども・若者の提案	未来を担う子どもからの提案を市政に反映するため、市のまちづくりに関する提案を聴く機会として平成28年度から実施しています。 令和6年度からは高校生を加え、「子ども・若者の提案」として提案を募集しました。

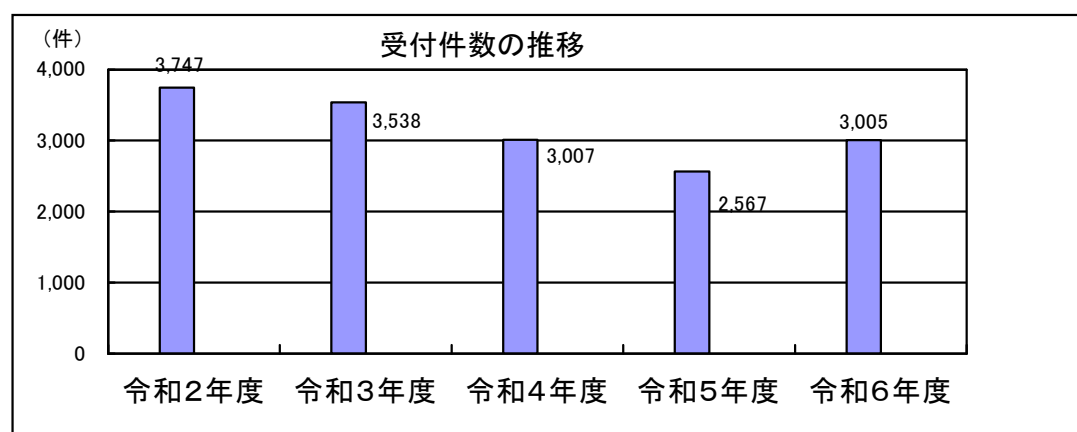
3 個別広聴

(1) わたしの提案

① 受付件数（提出通数）

令和6年度の受付件数は3,005件で、前年度に比べ438件（17.1%）増加しています。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受付件数	3,747	3,538	3,007	2,567	3,005

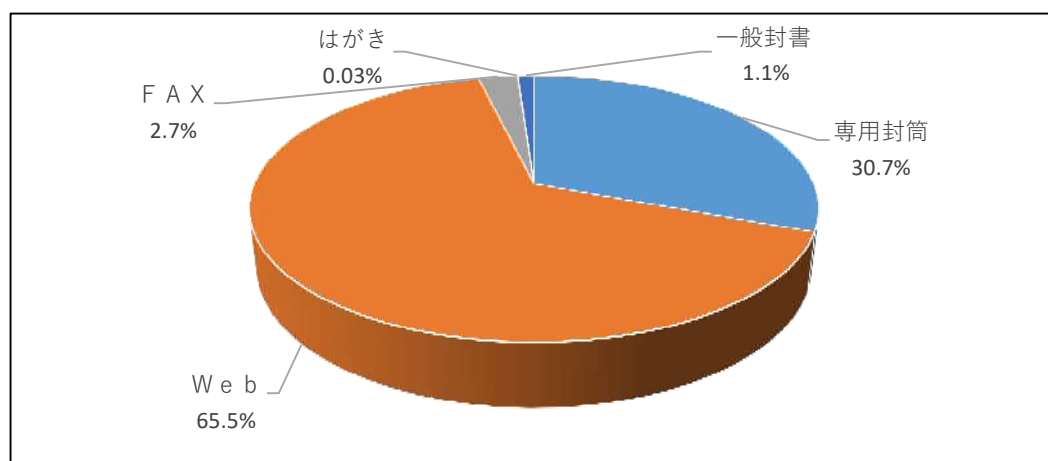


② 提出手段別受付件数

令和6年度の提出手段別受付件数は、Web（市ホームページ専用フォームからの投稿）が1,968件（65.5%）と最も多く、次いで専用封筒が923件（30.7%）となっています。

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
専用封筒	1,323	930	965	890	923
W e b	2,284	2,493	1,932	1,495	1,968
F A X	44	48	82	122	80
はがき	2	1	0	1	1
一般封書	94	66	28	59	33
合 計	3,747	3,538	3,007	2,567	3,005

令和6年度 提出手段別受付件数の割合

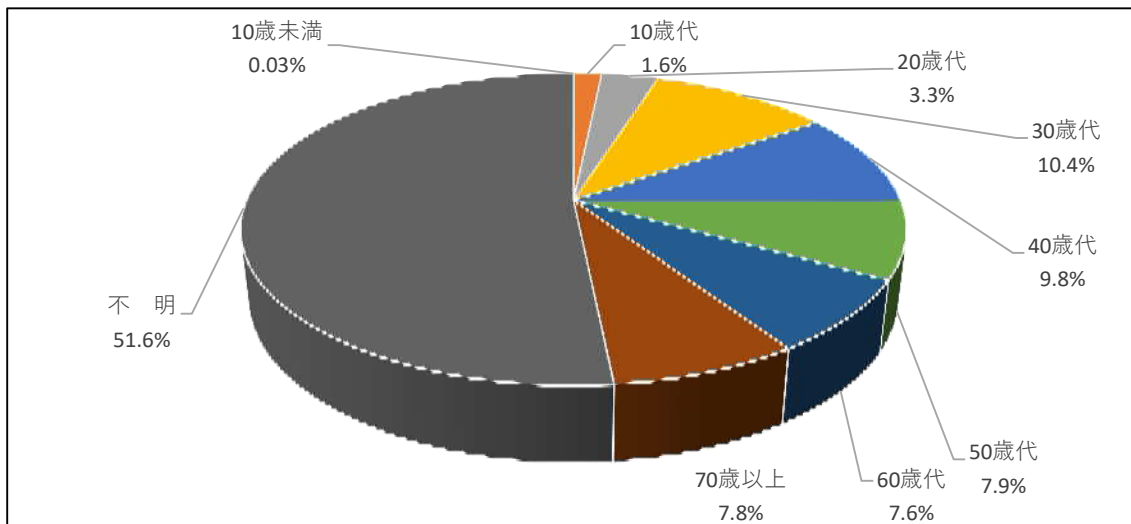


③ 年代別受付件数

令和6年度の年代別受付件数では、30歳代が313件（10.4%）と最も多く、次いで40歳代が294件（9.8%）となっています。

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
10歳未満	7	3	0	7	1
10歳代	35	28	33	34	48
20歳代	96	86	79	64	99
30歳代	265	246	229	197	313
40歳代	353	383	280	203	294
50歳代	248	291	199	219	238
60歳代	259	222	166	214	228
70歳以上	529	252	190	208	233
不 明	1,955	2,027	1,831	1,421	1,551
合 計	3,747	3,538	3,007	2,567	3,005

令和6年度 年代別受付件数の割合

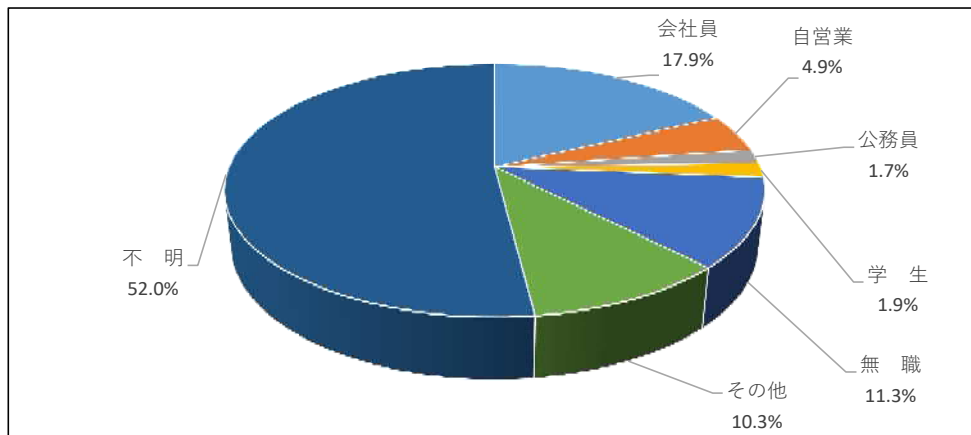


④ 職種別受付件数

令和6年度の職種別受付件数は、会社員が538件（17.9%）、無職が341件（11.3%）の順に多くなっています。

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
会社員	564	525	450	424	538
自営業	162	142	118	112	147
公務員	89	67	55	54	51
学 生	60	56	42	47	57
無 職	506	410	304	326	341
その他	400	426	308	265	309
不 明	1,966	1,912	1,730	1,339	1,562
合 計	3,747	3,538	3,007	2,567	3,005

令和 6 年度 職種別受付件数の割合

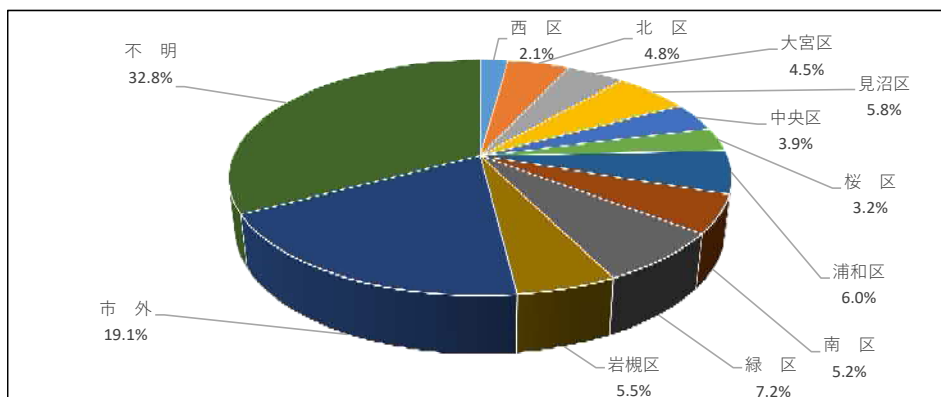


⑤ 居住区別受付件数

令和 6 年度の居住区別受付件数は、緑区が217件（7.2%）と最も多く、続いて浦和区が179件（6.0%）の順となっています。

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
西 区	156	152	86	80	64
北 区	444	147	118	166	143
大宮区	151	127	94	117	134
見沼区	231	202	232	212	174
中央区	197	135	139	124	117
桜 区	91	96	112	101	96
浦和区	251	250	203	176	179
南 区	254	216	147	203	156
緑 区	305	203	212	186	217
岩槻区	235	242	216	257	164
市 外	173	117	96	207	575
不 明	1, 259	1, 651	1, 352	738	986
合 計	3, 747	3, 538	3, 007	2, 567	3, 005

令和 6 年度 居住区別受付件数の割合



⑥ 分野分類別項目件数

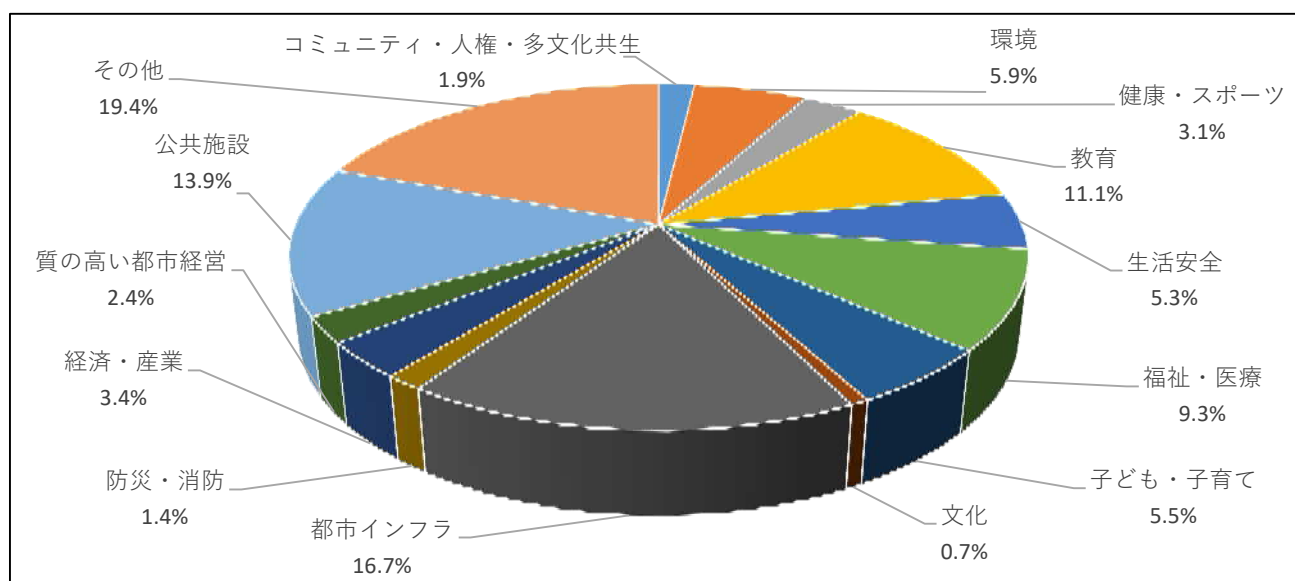
令和6年度は、3,005件の「わたしの提案」が寄せられ、3,782項目の提案がありました。

この3,782項目の提案を分野分類別にみると、「公共交通・道路」が486件（12.9%）と最も多く、続いて「戸籍・住民票・税金・保険・年金」が355件（9.4%）、「学校教育」が354件（9.4%）の順となっています。

	分野	分類	合計	割合 (合計/項目合計)
1	コミュニティ ・ 人権 ・ 多文化共生	地域活動	11	0.3%
		人権尊重	18	0.5%
		多文化共生等	12	0.3%
		その他	30	0.8%
2	環境	地球温暖化対策	15	0.4%
		ごみ処理	91	2.4%
		生活環境・自然環境	59	1.6%
		その他	59	1.6%
3	健康 ・ スポーツ	健康づくり	37	1.0%
		スポーツ	48	1.3%
		その他	34	0.9%
4	教育	学校教育	354	9.4%
		生涯学習	30	0.8%
		その他	34	0.9%
5	生活安全	事故・防犯	134	3.5%
		消費者	11	0.3%
		生活衛生・食品	24	0.6%
		その他	31	0.8%
6	福祉 ・ 医療	高齢者福祉	78	2.1%
		障害者福祉	45	1.2%
		地域医療	64	1.7%
		その他	163	4.3%
7	子ども ・ 子育て	子育て支援	82	2.2%
		青少年	32	0.8%
		その他	93	2.5%
8	文化	文化芸術・歴史	18	0.5%
		その他	8	0.2%
9	都市インフラ	都市基盤・広域交通網	43	1.1%
		都市景観	13	0.3%
		公共交通・道路	486	12.9%
		上下水道	29	0.8%
		その他	62	1.6%

	分野	分類	合計	割合 (合計/項目合計)
10	防災 ・ 消防	防災・治水	33	0.9%
		消防・救急	5	0.1%
		その他	16	0.4%
11	経済 ・ 産業	産業	21	0.6%
		観光	54	1.4%
		農業	11	0.3%
		その他	41	1.1%
12	質の高い 都市経営	広報・広聴機能	50	1.3%
		ICT	18	0.5%
		シティセールス	2	0.1%
		健全財政	5	0.1%
		その他	16	0.4%
13	公共施設	公園	177	4.7%
		スポーツ施設	13	0.3%
		図書館	64	1.7%
		公民館	113	3.0%
		コミュニティ施設	7	0.2%
		文化施設	54	1.4%
		市・区庁舎	31	0.8%
		その他	68	1.8%
14	その他	職員対応	67	1.8%
		職員給与・職員数・採用	19	0.5%
		戸籍・住民票・税金・保険・年金	355	9.4%
		議会・議員	7	0.2%
		選挙	9	0.2%
		お礼	10	0.3%
		その他	268	7.1%
項 目 合 計			3,782	100%

令和6年度 分野分類別項目件数の割合



⑦ 市政への反映状況

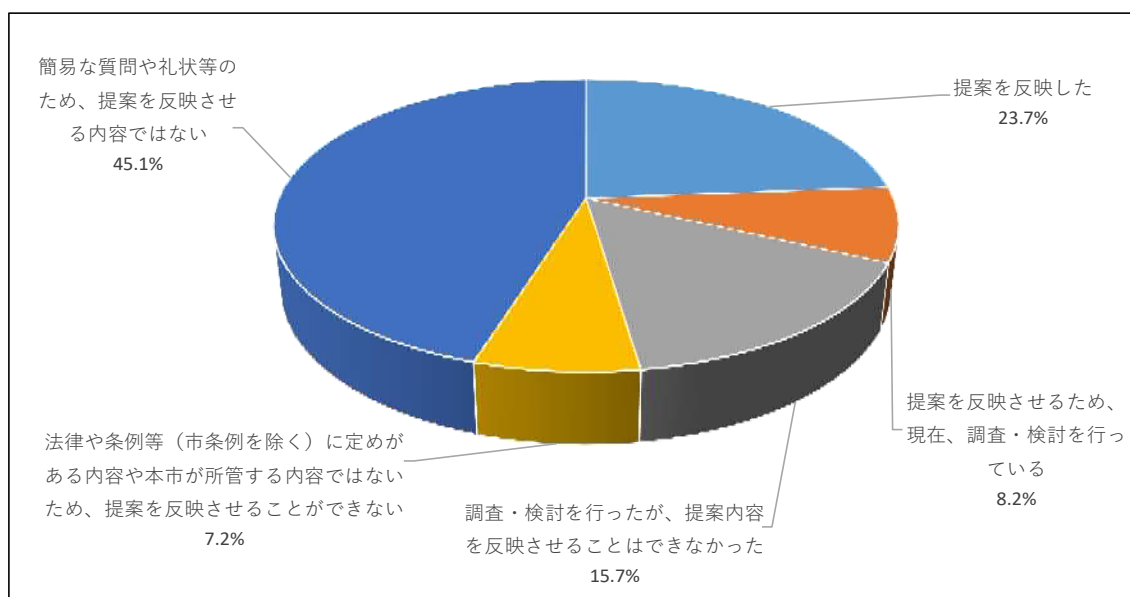
令和6年度に寄せられた「わたしの提案」3,005件の中には、3,782項目の提案がありました。

この3,782項目の提案のうち、898件（23.7%）について、提案の一部または全部を市政に反映しました。

（令和7年7月1日現在）

内 容	令和6年度	
	項目件数	割 合
提案を反映した	898	23.7%
提案を反映させるため、現在、調査・検討を行っている	311	8.2%
調査・検討を行ったが、提案内容を反映させることはできなかった	594	15.7%
法律や条例等（市条例を除く）に定めがある内容や本市が所管する内容ではないため、提案を反映させることができない	272	7.2%
簡易な質問や礼状等のため、提案を反映させる内容ではない	1,707	45.1%
合 計	3,782	100%

令和6年度 市政への反映状況の割合



⑧ 主な反映事例

・ 市長公室

タイトル	提案要旨	反映状況内容
「わたしの提案」回答文書の公印漏れについて	「わたしの提案」回答文書の公印漏れが多く、全庁で公印の扱いについての再発防止策等を取る必要があると考えます。何か対策を考えているのならお示ください。	「わたしの提案」において、直接対応で文書回答する際には、発信者の公印を押印するよう、職員向け電子掲示板により職員に対し周知を行いました。

・ 都市戦略本部

タイトル	提案要旨	反映状況内容
窓口手続の電子化について	窓口手続において、紙への手書き入力をやめて、電子化してほしいです。 紙からタブレットに変更し、タッチペンでフォームに直接入力することでデータを直接反映する方法や、キーボード入力といった方法があります。 どちらか選べるようにしたら窓口の負担削減、時間削減、情報漏えいリスク削減が図れますので、ご検討ください。	窓口手続における電子化について、令和7年1月31日より、「書かない窓口」を西区役所に先行導入しました。申請内容を職員が聞き取り、システムへ入力することで、来庁者は申請内容を確認し、名前等を記入するだけで手続が完了するものです。これにより、手続にかかる時間が短縮されるほか、ご指摘の紙への手書き入力についても、負担軽減に繋がります。この「書かない窓口」は、令和7年度には全区に導入予定であり、引き続き市民サービスの向上を目指してまいります。また、いただきましたタブレットやキーボードの活用といったご提案につきましても、市政推進の参考にさせていただきます。

タイトル	提案要旨	反映状況内容
AIの活用について	行政向けAIエージェントを取り入れる自治体が増加しています。行政の時間的コスト削減、ヒューマンエラーの減少、生産性向上等が言われています。 さいたま市の活用状況を教えてください。	本市におけるAIの活用については、令和4年度から、手書きの帳票を高精度でデータ化できる「AI-OCR」を導入しています。 また、文章生成AIについては、特定のツールを対象として、令和5年11月から「さいたま市生成AI利用ガイドライン」を策定し、職員への研修を実施しながら全庁的に導入しております。

・ 財政局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
市役所の自転車置場へのオートバイ等の駐車について	市役所の自転車置場にオートバイ等が駐車されています。バイクはバイク置き場に駐車してくださいと案内がありますが、守らない人がいます。	該当のオートバイについては、直接車体に警告札を貼付し、当該駐輪場は自転車用であることからオートバイはバイク専用の駐車場所に駐車するよう警告を行いました。また、同様の旨を記載した掲示物を当該駐輪場のより見やすい位置に掲示するとともに、職員向け電子掲示板により職員に対し周知を行いました。

タイトル	提案要旨	反映状況内容
業務委託契約の入札について	さいたま市の公共施設で、民間の会社に委託されている業務がありますが、3年ごとに入札があるため、そのたびに賃金や有給休暇がリセットされてしまいます。 また、退職により人員が減っても募集をせず、現場の人員が足りない状態を放置しています。管理状況に関係なく入札金額だけで決定するのはやめてほしいです。また、業務を他会社にさらに委託をする行為は契約違反に当たりますか。 入札する会社を監査及び評価するシステムを見直してほしいです。	地方公共団体の予算は、会計年度独立の原則により、その年度内に執行し完結することが原則となっており、業務委託契約においても単年度の契約が原則です。この例外として、債務負担行為の設定や長期継続契約により複数年度にわたる契約が可能ですが、数年ごとに入札等を行うことになります。 次に、業務委託契約では、一般競争入札により最低の価格で申込をした者と契約を締結することが原則となっておりますが、人件費の割合が高い業務に関する請負契約については、最低制限価格等を設定しております。また、専門的な技術力や知識等を評価し契約相手方を決定するプロポーザル方式等もありますが、例外的な手法です。 また、業務委託契約は、本来、受託者自らが履行すべきものであり、業務の全部や主たる部分等について第三者に委任することを禁止しております。 最後に、業務委託契約における労働者の雇用等については受託者の裁量に委ねられておりますが、本市では受託者へ労働諸法令を含む法令遵守を求めています。履行完了後には履行確認検査を行い、問題があれば手直しの指示を行うほか、必要に応じ契約解除や入札参加停止処分などの対応を行っております。

・ 市民局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
特殊詐欺被害の防止について	他自治体で特殊詐欺被害を防ぐためにオートコールシステムの実証実験を行っています。高齢者宅にかかってきた電話に、お金、還付金等の言葉が含まれていた場合、電話を切った直後に自動音声の電話がかかってきて詐欺の疑いがあると注意を促します。 さいたま市もオートコールシステムの実証実験の検討をはいかがでしょうか。	本市では、高齢者の方がより簡単に取り付けを行うことができ、複雑な操作を不要とした簡易型自動通話録音装置の配布を随時実施しております。こちらについては、申請期間を設けておりませんのでお気軽にご相談いただければと思います。

・ スポーツ文化局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
サイデン化学アリーナさいたまのプールの備品について	サイデン化学アリーナさいたまで、プールの遊泳後に使用する水着の脱水機が故障して使用できなくなっています。 すでに使用禁止になって2週間以上たちます。1日も早く、脱水機の設置をお願いします。	施設の管理運営責任者へお伝えしましたところ、新規で脱水機の購入をする予定であると報告を受けました。 現在は設置が完了しておりご使用いただけます。

タイトル	提案要旨	反映状況内容
スケートボードができる施設について	スケートボードをしていると、いつも騒音などにより通報が入ってしまうため、スケートボードができません。 線路の下など公園の一角などでも、時間を決めて使用するのでもいいので場所を作ってほしいです。	スケートボードやBMX等のアーバンスポーツは、個人で気軽に取り組めるスポーツであり、本市では市民のスポーツ実施率向上に資するものとして、初心者や親子向けの体験イベントや小学校の児童に体験していただく「スクールキャラバン」を開催するなど、アーバンスポーツの活性化に取り組んでいます。 こうした取組の一環で、初心者や子育て世代の親子がアーバンスポーツを楽しめるフラットな空間の整備にも取り組んでおり、令和7年度には、緑区にある新見沼大橋スポーツ広場（新見沼大橋有料道路の高架下）の一区画に整備を予定しております。 なお、同広場の別の区画には、複数のセクションが設置されたスケートボード場がすでに整備されているほか、以下の公共施設でもスケートボードの利用が可能です。 ・大宮第二公園多目的広場及び大宮第三公園憩いの広場（さいたま市大宮区寿能町、堀の内町及び見沼区大和田町地内） ※大宮第二公園及び大宮第三公園の位置となります。 ・アバスポふらっと野田小プール（さいたま市緑区上野田） ・埼玉スタジアム2002公園（さいたま市緑区美園） ・大門上池調節池広場（さいたま市緑区美園） 各施設で定めるルールやマナーを守りながら、安全に楽しくご利用いただければと思います。

タイトル	提案要旨	反映状況内容
国立劇場の誘致について	伝統文化の拠点である国立劇場をさいたま市に誘致したらいかがでしょうか。	ご提案いただいた国立劇場の誘致は様々な制約があるため難しい状況ですが、浦和駅西口で現在建設中の複合施設に市民会館うらわを移転し、令和9年4月に開館を予定しており、音楽や舞台芸術だけでなく、歌舞伎や能などの伝統文化芸術についても使用可能なハイレベルなホール等を整備予定です。
プラザノースの机の利用について	北区役所の机と椅子が置いてあるスペースで勉強していたところ、見知らぬ人から、ここは勉強する場所ではないと強い口調で言われました。貼り紙には長時間の使用は控える旨が記載されていましたが、勉強での使用を禁止するとは記載されていなかったため、少し不快な気持ちになりました。譲り合って使用することは十分承知しているのですが知らない人から急に高圧的な口調で話しかけられたため、怖かったです。 このような思いをする人を減らすためにも明確なルールの周知をよろしくお願いします。	現在、北区役所アトリウム(プラザノース所管)に設置している丸机については、長時間での使用はご遠慮いただいておりますが、勉強での使用禁止のルールはありません。今回のご意見につきましては、丸機の運用ルールの周知も含め、プラザノースに周知させていただきます。

タイトル	提案要旨	反映状況内容
プラザノースの駐車場について	プラザノースの身障者の利用の駐車場が全て埋まっていたましたが、全ての車に身障者のシール等は一切ありませんでした。身障者以外利用できないよう対策が必要です。この場所を利用する際は窓口で確認を受ける等の対策をお願いします。	当該駐車場は身障者やけがをされた方等の車の乗り降りや移動に配慮が必要な方の専用スペースであるため、適切な利用がされるように、随時、巡回を行い口頭注意や貼り紙での対応を行ってまいります。

・ 保健衛生局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
北浦和駅西口公衆トイレについて	北浦和駅前の公衆トイレが汚く、設備も壊れているので改善してほしいです。	北浦和駅の公衆トイレについては、1日1回清掃を実施しております。 設備の故障についても把握次第、浦和区役所くらし応援室と連携し、修繕の対応をしております。
带状疱疹ワクチンの助成について	带状疱疹ワクチンの助成をさいたま市でも検討してほしいです。	令和7年度より带状疱疹ワクチンが定期接種化されたことに伴い、本市では定期接種の対象者を拡大し、50歳以上の方を対象に接種費用の助成を開始しました。

・ 福祉局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
病気予防・介護 予防について	他の自治体ではフレイル予防のための体操の会場が町内11か所あり、健康維持のための地域健康教室も4か所あり、徹底的に介護予防を実践しています。 他自治体の取組は参考になると思います。	本市では、「いきいき百歳体操」を行うグループが439あり、約6,000名の高齢者の方々が参加をされております。それらのグループでは、市が養成しているボランティアである、「いきいきサポーター」を中心に、体操、脳トレやカラオケなどの趣味活動を行っております。また、本市主催の介護予防教室として、市内59か所の公民館において、「いきいき百歳体操」の体験や認知症予防、高齢者に必要な栄養や口腔ケアが学べる「ますます元気教室」を開催しております。 ご紹介いただいた自治体のみならず、全国各自治体で様々なプログラムが実施されており、本市といたしましても幅広く研鑽に努めさせていただき、市内各地域のニーズや地域資源を把握しながら、より効果的な支援を行ってまいりたいと思います。
特別養護老人ホームの整備について	特別養護老人ホームが2～3年待ちなのを改善してほしいです。	市内の特別養護老人ホームの整備につきましては、「さいたま市介護保険事業計画(さいたまいきいき長寿応援推進プラン2026)」において、令和6年度からの3年間で6施設174床分の地域密着型特別養護老人ホームを整備することとしております。 本市ホームページ(https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/003/001/004/p088049.html)では「市内の特別養護老人ホーム情報一覧」を公開し、各特別養護老人ホームの定員数と入所者数の情報提供を行っております。

タイトル	提案要旨	反映状況内容
福祉タクシー利用券における迎車料金の取扱いについて	福祉タクシー利用券で迎車料金の支払いもできるようにしてほしいです。障害者全員とは言いませんが、ほとんどの障害者が送迎をしてもらわなければいけないと思います。	福祉タクシー利用券は、1回の乗車料金が初乗運賃（令和6年9月現在500円）の2倍以上になる場合は2枚までお使いいただけます。なお、対象となる乗車料金には迎車料金も含まれております。そのため、迎車料金も含めて、1回の乗車料金が1,000円以上になる場合は福祉タクシー利用券を2枚お使いいただき、1,000円の助成を受けることができます。
「通所受給者証」の発行要件の柔軟化について	児童発達支援において市が発行する「通所受給者証」の要件にある意見書について、医師以外の意見書も認めてほしいです。現行では「医師」による意見書のみとされておりますが、児童発達の専門家としては保育士、言語聴覚士、心理士、一部の保健師も該当します。保育士に関しては他の同年代の子との関わり等1対1の診察だけでは把握できない情報を記録しておりますし、その子またその家族に支援を要するかどうかは医師に限らずとも判断できると考えます。	本市では障害児通所給付費に係る支給決定事務について、障害者手帳を有しない児童については、医師の診断書のほか、保健センター等が発行する乳幼児発達検診結果で医師・保健師が記載した療育の必要性が記載された意見書や療育センター等が発行する心理検査等報告書及びリハビリテーション計画書等に基づいて支給決定できるよう、柔軟に対応しております。

・ 子ども未来局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
保育料について	第1子が認可外保育施設に在園している場合も、第2子の認可保育施設利用料を半額にしてほしいです。	令和7年9月から、第1子が認可外保育施設に在園の場合も、認可保育施設に在園する第2子の保育料を半額とします。
あいぱれっと等へのハイチェア設置について	あいぱれっとの食事可能エリアには、テーブルが設置されていますが、未就学児が安全に利用できるハイチェアの設置がありません。安心安全な利用ができるように未就学児が利用可能なハイチェア等の設置を含めた検討をお願いします。 また、子育て支援を行う施設において、同状況がないかを確認し、是正いただけるようご検討ください。	あいぱれっと(さいたま市子ども家庭総合センター)の管理・運営を行っている指定管理者と情報共有の上、あいぱれっと内つながりカフェにハイチェアを3脚設置しました。 また、子育て支援を行う市の施設につきましては、ご提案いただきました内容を、各施設を所管する部署にて共有しました。

・ 環境局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
アイドリング・ストップの徹底について	カーシェア事業者の駐車場で、毎日または数日おきに1時間以上エンジンをかけたまま、とどまっている車があり、エアコンのかん高い音と、重低音が響いてきて、困っています。関係者に対して指導してほしいです。	該当のカーシェアを運営する事業者に対し、アイドリング・ストップについて、条例の周知と遵守を指導しました。
廃棄物減量等計画書の提出方法について	廃棄物減量等計画書の提出方法を紙ではなく電子申請できるようにしてほしいです。	令和7年度より廃棄物減量等計画書の提出を電子メールで受付できるようにしました。

タイトル	提案要旨	反映状況内容
桜環境センターのツタと、水風呂について	桜環境センターのごみの搬入道路や壁に、ツタがはびこっています。センターが開設した当時のようにきれいに戻してほしいです。小学生の社会科見学では、生えているツタを見せたくありません。ツタが生えていることについてどのように説明するのですか。 また、桜環境センターのサウナで汗をかいた後、汗を流さないで水風呂に入る人がいます。係員にサウナ室の貼り紙だけでは、効果がないと伝えていますが、進展はありません。	ツタの件に関しましては、「さいたま市緑化指導基準マニュアル」にのっとり、ヒートアイランド現象の緩和や空気の浄化等のため、植栽しているツタであるため、除去の予定はなく、過去にツタを除去するように要望された実績はありません。なお、小学生の社会科見学の際に質問があった場合は、「前述の理由により植栽しています」と回答する予定です。 また、水風呂の件に関しましては、令和5年7月に同様の要望をいただいた際、「水風呂利用時は汗を流してから利用」と掲示を配置し、手桶も設置しているところですので、ルールを遵守しない方がいるということなので、施設職員の巡回を一層強化いたします。また、そのような方を見掛けた場合は、施設職員に遠慮なく通報いただきますようお願いいたします。

・ 経済局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
就職氷河期世代の支援について	就職氷河期世代に何らかの補助のような、後押しをする政策を考えてほしいです。	本市では、「就職氷河期世代インターンシッププログラム」を実施しております。このプログラムは、就職に必要な知識を学ぶ座学研修に加え、市内中小企業等でのインターンシップを通じ、正規就労を目指す伴走型支援により、様々な困難を抱える就職氷河期世代の方の就労を支援するものです。 また、本市と国(埼玉労働局)で協働運営する就労支援施設「ワークステーションさいたま」において、就職氷河期世代を含むあらゆる求職者を対象に専門の相談員による就職活動情報の提供や適性・適職診断などのキャリアコンサルティング、各種就労支援セミナー、ハローワークの職員による職業相談・職業紹介などを実施しております。さらに、「地域若者サポートステーションさいたま」においても、「働く」ことに悩みを抱える方を対象に、就労支援を行っております。 他にも、国や県等との連携による就職面接会・説明会の開催などにも取り組んでいるところです。 今後につきましても、就職氷河期世代を始めとするあらゆる世代の求職者の早期就職に向けて、それぞれのニーズに合わせた就労支援を実施してまいります。
さいたま市みんなのアプリについて	さいたま市みんなのアプリのキャンペーンに参加しようと思いましたが私の携帯電話の機能では残念ながら参加できないことが分かりました。 携帯電話の機能にかかわらず参加できるようにしていただきたいと思っています。	さいたま市みんなのアプリの一部の機能をご利用いただくために必要なマイナンバーカードによる本人認証につきまして、認証機能がないスマートフォンをお持ちの方への対応として、第三者の認証機能を持つスマートフォンを介した認証が可能となるようアプリを改修したところです。 今後も、さいたま市みんなのアプリの運営会社である「株式会社つなぐ」と連携し、全ての方にアプリをご利用いただけるよう、システム面や制度面の改善に努めてまいります。

・ 都市局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
シェアサイクルポートの設置について	南区の太田窪、隣接する円正寺地区にはシェアサイクルポートがありません。この地域は駅より離れていて住宅地からバス停も離れているため、公共の交通手段を使うのに不便です。世帯数は多く道が狭いのでシェアサイクルがあると便利です。以下の場所にシェアサイクルポートを設置してください。 ・大島台公園 ・太田窪氷川神社児童遊園 ・善前南公園 ・明花公園 ・大谷口公園 ・不動入公園 ・円正寺第一公園 ・円正寺緑道	本市では、市内全域において民間のシェアサイクル運営事業者と連携し、電動アシスト付自転車を借りることができるシェアサイクルサービスの普及を進めており、その一環として運営事業者に対して公有地の無償貸付等の協力を行っております。 ご提案いただきました公園等への設置について検討した結果、明花公園にシェアサイクルポートを設置することといたしました。

タイトル	提案要旨	反映状況内容
西大宮駅南口のムクドリについて	西大宮駅南口の駅前に、夕方頃になるとムクドリの大群が集まっておりふんの臭いや鳴き声の騒音がひどいです。 木に防鳥ネットを張るなど、対策をお願いしたいです。	西大宮駅の南口駅前広場には、トウカエデ等が植栽されていますが、枝葉等が伸びており、ムクドリが集まる原因になっていると考えられます。また、駅前広場近隣の空き地に雑草が伸びており、ここにもムクドリが集まっていることを確認しました。 本市では、西大宮南口駅前広場の樹木のせん定を定期的を実施しておりますが、ご指摘いただいた場所については、令和6年11月から12月にかけてせん定を行いました。その際、例年のせん定よりも枝が短くなるようせん定しました。また、駅前広場近隣の空き地のうち、本市管理の土地については、11月上旬に、草刈りを行いました。これにより、ムクドリが集まりにくくなると考えております。

・ 建設局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
建築確認表示看板の掲示について	建物の工事をしていいますが、何の看板も出ていない場所があります。 違法であれば、すぐに看板を出させてください。	現地調査を行い、現場代理人に対して建築確認表示看板を掲示するよう指示し、是正を確認しました。

・ 西区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
街路樹の除草について	「扇通り」に交差する、指扇中学校の西側道路の雑草を除草してほしいです。	現場を確認し、街路樹管理業者へ作業を指示しました。 街路樹管理業者にて、令和6年6月21日に作業を完了しました。

タイトル	提案要旨	反映状況内容
防犯の取組について	西区の治安は悪いと感じてはおりませんが、相対的に人口が少なく落ち着いた雰囲気から、犯罪の準備がしやすい場所と思われやすいような気がします。 ついては、対外的に犯罪が起こしづらい街であることをアピールすることを望みます。 具体的には、警察パトロールの強化や、街灯の増設、監視カメラの設置などです。 また、これは長期的な話にもなりますが、西大宮駅の北側は整備が進み、明るい街の印象がありますが、それに対して西大宮駅の南側、指扇駅周辺はまだ整備が追い付いておらず暗い印象です。 犯罪が起こりづらく、街としての価値を下げないためにも、区全体のイメージアップを望みます。	西区役所では、埼玉県警察の指導の下「青色防犯パトロール」を行うほか、西区安心・安全ネットワーク協議会と協力し、「防犯パトロール実施中」と記載された防犯看板を製作し自治会等に配布することで、地域の防犯意識の向上・普及啓発に努めております。 また、地域団体が行う防犯活動や自治会が防犯カメラを設置する際の費用への助成など、地域の自主的な防犯活動を支援しております。 引き続き、関係機関や地域の防犯活動を行う団体と連携し、安心安全なまちづくりに取り組んでまいります。

・ 北区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
公衆街路灯設置について	北区盆栽町の「かえで通り」につながる道の土呂駅側の入り口付近への街灯の設置を要望します。	現場確認を実施した結果、危険性が高い箇所と判断したため、設置を行いました。令和6年5月に点灯を確認しております。

・ 大宮区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
道路表示について	道路の右折表示が消えてしまっている場所があるので、修復してほしいです。	現地確認し、修繕の対応をしました。
「わたしの提案」の専用封筒について	大宮区役所にある「わたしの提案」の専用封筒の在庫が最近、1つもない、あるいは数枚しかないため、もっと多く置いてください。	通常は大宮区役所1階の総合案内の職員により速やかに専用封筒の補充を行っております。職員が不在となる休日等は区役所防災センターにて、申出があれば専用封筒を配布するようにしました。
商店街の街路灯について	商店街の街路灯が何か月も前から消えています。	該当の商店街に連絡し、街路灯の点検整備を依頼しました。

・ 中央区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
歩道の点字ブロックの修繕について	点字ブロックの一部がめくれ上がっていたため、足を取られ危なく転倒しそうになりました。夜間や高齢者の歩行に危ないと思いました。	点字ブロックについては、令和7年2月26日に修繕しました。

・ 桜区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
道路への木のはみ出しについて	道路に木が多く出ており、歩行者が車と擦れ違うときに困る場所があります。何とかしていただけないでしょうか。	当該樹木につきましては民有地より繁茂している樹木であるため、本市でせん定等の措置を行うことはできかねます。ただし、樹木が道路側へ繁茂している状況でしたので本市より所有者へ是正の依頼をいたしました。

・ 浦和区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
道路への木のはみ出しについて	車をよけるときに垣根が邪魔をして大変怖い思いをしています。個人でこのお宅に申し出るより、市の方からお願いしていただけたらと思います。一度現場を見てください。	当該民地樹木を確認して、所有者宅を訪問し、枝葉をせん定するように指導し理解を得ました。

・ 南区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
歩道の改善等について	国道17号、南区白幡4丁目コンビニエンスストア付近と沿線の雑草や木が歩行者、自転車等にとって危険です。 南区根岸5丁目の保育園から「田島通り」にかけて、歩道と車道の雑草が自転車にとって危険ですし、ごみが捨てやすくなっています。	国道17号は国土交通省の管轄であるため、「大宮国道事務所浦和出張所」へ対応を依頼しました。 また、南区根岸5丁目の保育園から「田島通り」にかけての道路においては除草を実施しました。

・ 緑区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
公衆街路灯について	緑区松木2丁目付近にある公衆街路灯のうち、7台が不点のため修繕してください。	故障している公衆街路灯を特定し、修繕しました。

・ 岩槻区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
公的な場所のおむつ替えスペースについて	岩槻区役所や岩槻図書館に設置しているおむつ替えスペースが周囲から見えやすい場所にあります。また排泄物の臭いで周りに迷惑を掛けてしまわないか心配しています。	おむつ替えスペースとしては、岩槻区役所では「みんなのトイレ」と「授乳室」、岩槻図書館では「みんなのトイレ」におむつ交換台も設置しておりますので、そこでおむつ交換をできる旨を掲示させていただきました。

・ 消防局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
新聞の記事について	近頃、さいたま市職員の不祥事が新聞を賑わせています。消防職員の暴行事件等です。厳しい対応をお願いします。	消防職員の不祥事により市民の皆様の信頼を損なうこととなり、誠に申し訳ございませんでした。 消防職員の不祥事につきましては「さいたま市消防職員の懲戒処分の指針」に基づき懲戒処分の発令をしたところですが、職員各自が公務員・消防職員としての自覚と崇高な使命感を持ち、服務規律を遵守し、市民の期待と信頼に誠実に応えるよう、指導徹底し、再発防止に努めてまいります。

タイトル	提案要旨	反映状況内容
広域に影響のある火災等の情報提供について	令和6年7月31日夜、大変ひどい異臭がありましたが、市の火災情報を見ても何もありませんでした。SNSの投稿を見て、近隣市の産業廃棄物の火災によるものと知りました。 ひどい臭いで、健康被害のおそれのあるものだったと思います。広範囲に影響のある災害については、県や各市町と連携し、情報を発信してください。分からないことは不安ですし、情報を一般の人のSNSに頼るのは、間違った情報の拡大の危険もあります。今後、同様なことがあったときには、市ホームページ等で情報提供してください。	本市では、市内の火災情報について、「さいたま市火災情報メール」及び「火災照会電話」により発信しておりますが、令和6年7月31日夜の異臭については、市外での火災のため情報発信をしておりませんでした。 市外であっても今回のような広範囲に災害の影響が広がる可能性がある場合には、市ホームページによる情報発信を検討してまいります。

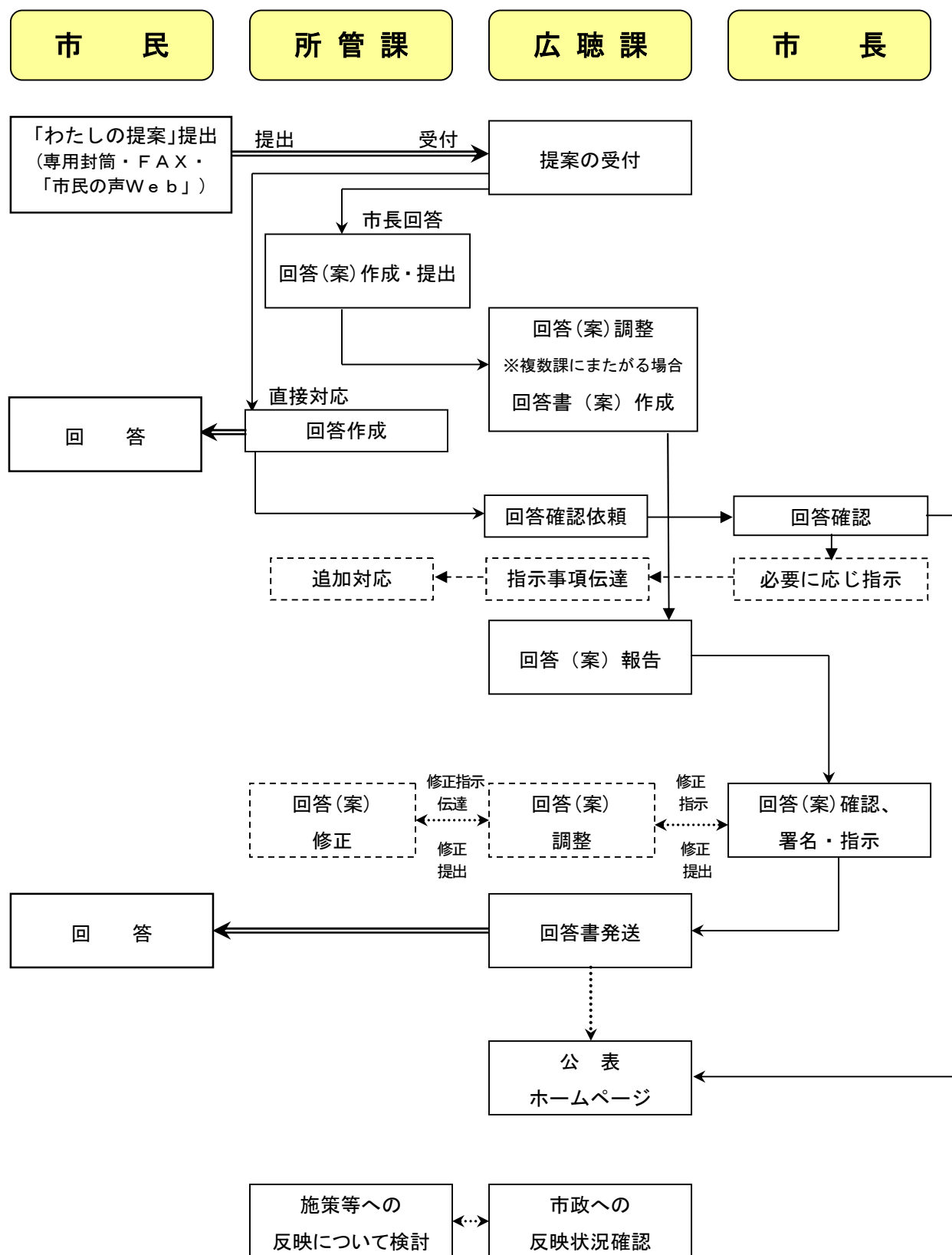
・ 水道局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
さいたま市の水道工事について	水道工事の実施方法について、問題があるのではないのでしょうか。浦和区岸町3丁目では、長く水道工事が行われており、工事の実施方法を見直せば、もっと違った印象になるのではないのでしょうか。 「前地通り」の工事では、店の前の通行を遮断していたことから事前に店舗に説明して協力を仰ぐべきです。	浦和区岸町3丁目、「前地通り」の地域において、老朽化した水道管を耐震性の高い水道管へ入れ替える工事を実施しております。周辺住民の皆様(地元自治会、商店会を含む)には、事前に工事のお知らせを配付するなどの周知を行い、警察関係機関とも協議の上、皆様のご協力を賜りながら進めているところです。今後も工事受注者と適宜情報共有しながら、引き続き安全第一で工事を進めてまいります。

・ 教育委員会事務局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
枯れ枝等について	国指定史跡見沼通船堀の堀の中に、大きな枯れ枝が落下しています。また、トイレ東側の桜の木は枯れ枝が多く、雨風等による落下の心配があります。けがや事故が起こる前に対応をお願いします。	見沼通船堀西縁の堀内に落下している枝等は、回収を行いました。 見沼通船堀東縁のトイレの東側の桜の木についても伐採を行いました。今後も貴重な文化財の保護と通行者の安全確保のため、適宜対応してまいります。
市外局番の記載について	配布物に記載された電話番号は、よく市外局番3桁を抜いた電話番号が書いてありますが、市外から転入した人には、市外局番が分からず電話できません。市外局番から記載してほしいです。	ご提案いただいた内容を全公民館で共有し、配布する印刷物等に関して市外局番の記載に配慮するよう伝達しました。 いただいたご提案を反映し、毎月発行する公民館報に市外局番の記載を行いました。

⑨ 市長への提案制度「わたしの提案」における、「市民の声」の流れ



(2) 陳情・要望等

市政に対する陳情・要望等は、その業務の担当所管で受け付け対応します。

① 令和6年度受理件数（令和7年7月1日現在）・・・・・・・・ 366件

② 令和6年度局別受理件数

（令和7年7月1日現在）

局	件数	局	件数
市長公室	2	見沼区役所	3
都市戦略本部	5	中央区役所	1
総務局	2	桜区役所	4
財政局	10	浦和区役所	53
市民局	6	南区役所	25
スポーツ文化局	13	緑区役所	38
保健衛生局	4	岩槻区役所	0
福祉局	15	消防局	3
子ども未来局	15	出納室	1
環境局	6	水道局	0
経済局	14	議会局	0
都市局	37	教育委員会事務局	30
建設局	16	選挙管理委員会事務局	0
西区役所	63	人事委員会事務局	0
北区役所	0	監査事務局	0
大宮区役所	0	農業委員会事務局	0
合 計			366

③ 過去の受理件数

年 度	令和2度	令和3度	令和4度	令和5度
受付件数	346	231	249	410

※各年度 翌年7月1日現在

4 集団広聴

(1) タウンミーティング

市民と市の信頼関係の構築と、市民の声の市政への反映を目的として、市民と市長が直接対話するタウンミーティングを平成 21 年度から実施しています。

令和 6 年度実施状況

テーマ 子ども・子育てに優しい社会にするためにみんなでできることって？

テーマ所管課 子ども・青少年政策課

実施日	時間	開催区	場所	参加者 (傍聴者含む)
令和 6 年 7 月 27 日	14:00～15:30	南区	武蔵浦和コミュニティセンター 8 階 第 7・8・9 集会室	21
令和 6 年 7 月 30 日	18:30～20:00	浦和区	浦和コミュニティセンター 9 階 第 15 集会室	21
令和 6 年 8 月 21 日	19:00～20:30	—	オンライン（ZOOM）	11
令和 6 年 8 月 24 日	9:30～11:00	岩槻区	岩槻区役所 4 階 第 1 会議室	20
令和 6 年 8 月 24 日	14:00～15:30	見沼区	見沼区役所 2 階 大会議室	19
令和 6 年 8 月 29 日	18:30～20:00	大宮区	大宮区役所 6 階 601・602 会議室	18
令和 6 年 9 月 3 日	16:00～17:00	—	オンライン（ZOOM） ※小・中学生との意見交換	24
令和 6 年 9 月 7 日	14:00～15:30	西区	西区役所 2 階 大会議室	16
令和 6 年 9 月 8 日	14:30～16:00	中央区	与野本町コミュニティセンター 1 階 第 3・4 会議室	13
令和 6 年 9 月 14 日	14:00～15:30	桜区	桜区役所 4 階 大会議室	15
令和 6 年 10 月 6 日	10:15～11:45	緑区	緑区役所 3 階 大会議室	16
令和 6 年 10 月 6 日	14:30～16:00	北区	北区役所 2 階 B 会議室	12
合 計				206

・項目別件数

傍聴者を除いた参加者 169 名から 374 件の意見等をいただきました。

テーマに関する意見 347 件

その他の意見 27 件

テーマに関する意見

項目	主な内容
[子ども・若者]大人に伝えたいこと、もっとこうだったらよいのと思うこと	・意見を聴くだけではなく実現してほしい ・教員不足のために、学校行事を減らさないでほしい ・学校にはエレベーターやスロープを増設するとよい ・さいコインの活用をするとよい ・公園の魅力を向上させるとよい ・ボランティアの情報を分かりやすく提示してほしい ・大人同士でコミュニケーションを取ることが大切 ・お金や性の教育を受ける機会があるとよい ・授業のIT化を進めてほしい 48件 など
[子ども・若者]子どもたちのために使えるお金があったら	・高校の学費を無償化してほしい ・高等教育にかかる費用を軽減してほしい ・中高生が主体として利用できる場所を作って欲しい ・街灯を増やしてほしい ・検定等を受ける補助があるとよい 17件 など
[子ども・若者]好きな居場所、ほっとできる居場所	・ホッとできる場所は学校 ・ホッとできる居場所としては、図書館という声が多かった ・緑や小鳥が多いので、大宮公園が癒される ・大宮図書館は魅力的な施設だと思う 10件 など
子育てに優しい社会に向けて	・公設の学童クラブを小学校に作ってほしい ・真夏や真冬に使える室内の遊び場として、既存の施設を活用するとよい ・3歳以上の子どもの遊び場がほしい ・子どもが学校の休み時間や夏休み中に外で遊べる場所がほしい ・通学時の荷物の重さが軽減されるとよい ・今後とも子どもの意見を取り入れていってほしい ・地域で子どもたちを受け入れる寛容な心を育てる必要がある ・貧困とまでは言わない層のケアが必要 ・楽しみながら子どもが成長していけるよう応援する意識づくりをするとよい ・市民活動を周知する場がほしい ・子どもがグループ活動をしやすい場所・仕組みがあるとよい 55件 など
自分が取り組んでいること、取り組めること、感想等	・貧困層の家庭をケアする活動を行っている ・子ども食堂のボランティアに参加した ・ラジオ体操の活動を行っている ・プレイパークを運営している ・市政等に関してもっと大人がしっかり考える風潮が必要 ・大人として、自分にできることをしていきたい ・ボランティアや介護の経験を生かして、ちょっとしたサポートができるとよい ・中高生がとてもしっかりしていてびっくりした ・Growthはよいシステムで助かっている 186件 など
その他子育てに関すること	・コミュニケーション力をつけることが大切 ・プッシュ型で通知がもらえるとよい ・子どもの事故を防ぐ取組をするとよい ・役所だけで取り組むのではなく、外部とも協力するとよい ・良い産院が近隣にあることで出生率向上につながる ・保育環境の拡大のため、型にとらわれずに施策を検討してほしい ・支援は大切だが、誰かの負担で行われていることを認識しないといけない ・男性の育児休暇や、社会の雰囲気づくりが必要 31件 など

その他の意見

(件)	分類1 (件) (割合)	分類2 (件) (割合)	意見項目 (件)
テーマ 27	コミュニティ・人権・多文化共生 1 (3.7%)	地域活動 1 (3.7%)	自治会の回覧板をやめないでほしい 1
	環境 4 (14.8%)	地球温暖化対策 1 (3.7%)	行政が関わって地球温暖化対策をして、よい環境を子どもに繋いでほしい 1
		生活環境・自然環境 3 (11.1%)	七里の桜の保存の署名を受け取って欲しい 1
			市として、緑を大切にしてほしい 1
			七里の桜を残してほしい 1
	健康・スポーツ 1 (3.7%)	健康づくり 1 (3.7%)	健康マイレージアプリについて 1
	教育 4 (14.8%)	学校教育 2 (7.4%)	鉄筋コンクリートの校舎が老朽化している 1
		生涯学習 1 (3.7%)	県立高校の共学化について 1
			公共の場で自習する子どももあり、声が出しづらい 1
			医学部がないために、埼玉大学の知名度が上がらないと感じる 1
	福祉・医療 2 (7.4%)	地域医療 1 (3.7%)	マイコプラズマ肺炎の対策をしてほしい 1
		その他福祉・医療 1 (3.7%)	福祉の相談窓口には、専門の勉強をした人を置いてほしい 1
	都市インフラ 2 (7.4%)	都市景観 1 (3.7%)	高層マンションの規制をした方がよい 1
		公共交通・道路 1 (3.7%)	車と自転車のレーンを明確に分けてほしい 1
	防災・消防 2 (7.4%)	防災・治水 2 (7.4%)	市の防災・災害対策を強化するとよい 1
	経済・産業 1 (3.7%)	産業 1 (3.7%)	子ども食堂も防災拠点と考えてほしい 1
			さいコインによる有償ボランティアが実施された場合に、取り組んだ本人が使えるようにするとよい 1
	質の高い都市経営 8 (29.6%)	広報・広聴機能 1 (3.7%)	情報発信の方法を工夫するとよい 1
		ICT 2 (7.4%)	キャリア選択の際に、定住市にさいたま市を選び魅力を知れるとよい 1
			生成AIを今後採用するのかを聞きたい 1
		シティセールス 2 (7.4%)	税金の通知にみんなのアプリを活用するとよい 1
			市の宣伝をもっとしてほしい 1
		健全財政 1 (3.7%)	人口減に向けて、今後の財政の見通しをどう考えているか教えてほしい 1
		その他質の高い都市経営 2 (7.4%)	人口が増えすぎると問題が発生する 1
			標準準拠システムに早く移行すべき 1
	公共施設 2 (7.4%)	その他公共施設 1 (3.7%)	自由に休めるスペースを岩槻にも作って欲しい 1
		戸籍、住民票、税金・保険・年金 1 (3.7%)	税の仕組みをもっとわかりやすくし、延滞金が発生しないように工夫してほしい 1
	合 計		27

5 調査広聴

(1) 市民意識調査（郵送法）

市民意識調査は、経年的に市政全般にわたる市民の満足度や要望を把握し、その調査結果を今後の施策や事業の推進に反映することを目的として、平成 19 年度から実施しています。

調査は、市内在住者のほか、市内の事業所に協力をいただき、市外から市内へ通勤する市内在勤者についても対象として行っています。

① 在住者意識調査

- ・調査地域：さいたま市全域
- ・調査対象：さいたま市在住の満 18 歳以上の男女
- ・調査対象数：5,000 人
- ・抽出法：住民基本台帳に基づく層化多段無作為抽出
- ・調査方法：郵送配布・郵送又はWEB回収法
- ・調査項目：地域での生活、さいたま市のイメージ、市政との関わり、市政への満足度・重視度、少子化対策・子育て支援、SDGs、今の地域を選んだ理由

② 在勤者意識調査

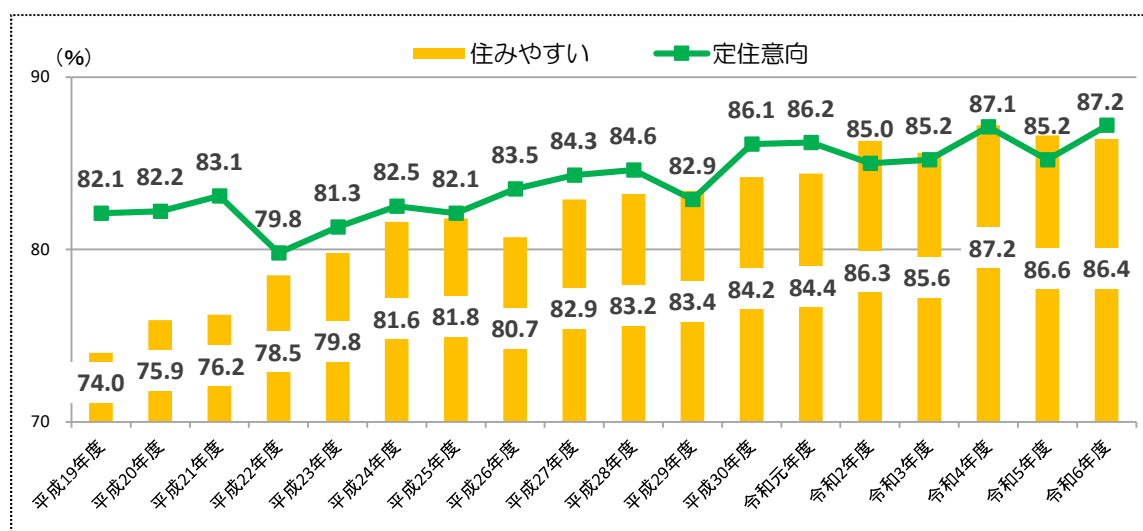
- ・調査地域：さいたま市全域の事業所
- ・調査対象：さいたま市外からさいたま市内の事業所に通勤する満 18 歳以上の男女
- ・調査対象数：2,000 人
- ・抽出法：市内の事業所を無作為に抽出し、事業所を通じて個人への調査を依頼
- ・調査方法：郵送配布・郵送又はWEB回収法
- ・調査項目：さいたま市のイメージ、市内での活動

③ 年度別実績

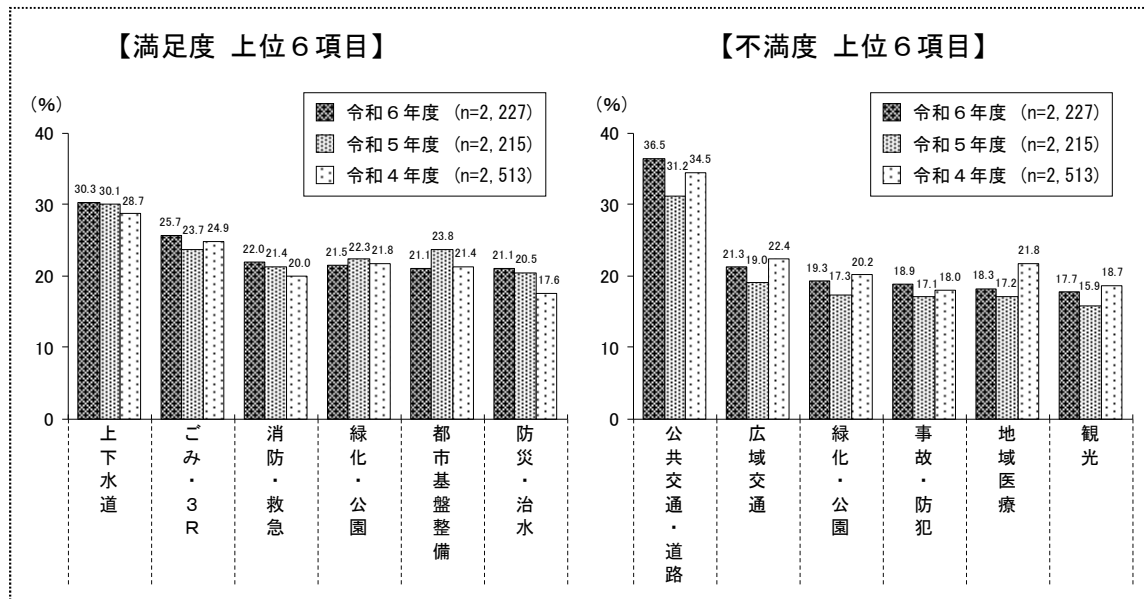
調査種類	対象者数	年度	回答者数	回答率
在住者調査	5,000 人	令和 2 年度	2,691 人	53.8 %
		令和 3 年度	2,642 人	52.8 %
		令和 4 年度	2,513 人	50.3 %
		令和 5 年度	2,215 人	44.3 %
		令和 6 年度	2,227 人	44.5 %
在勤者調査	2,000 人	令和 2 年度	634 人	31.7 %
		令和 3 年度	598 人	29.9 %
		令和 4 年度	730 人	36.5 %
		令和 5 年度	550 人	27.5 %
		令和 6 年度	710 人	35.5 %

④ 主な結果

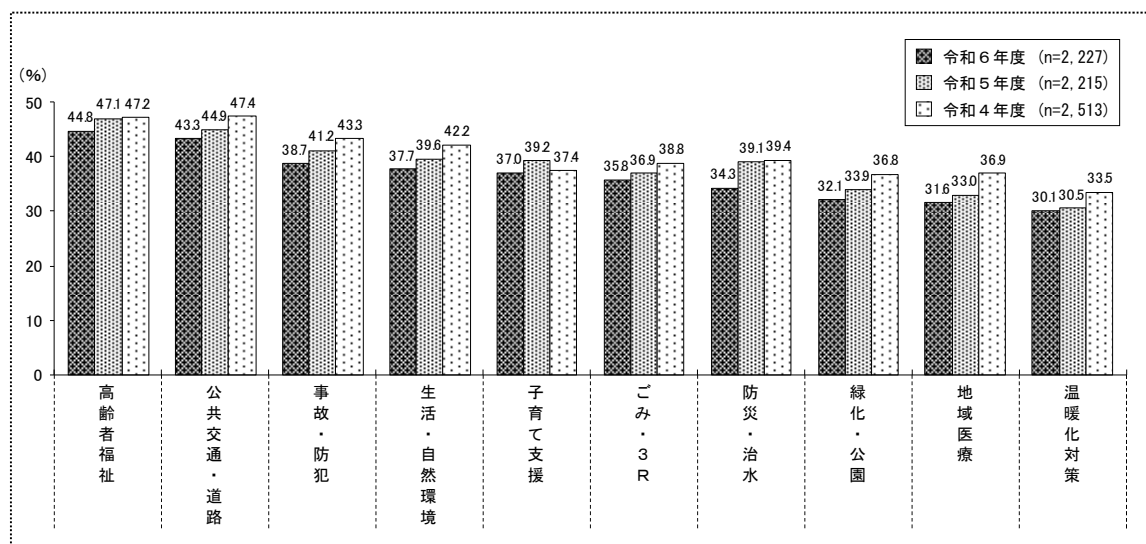
「住みやすさ」と「定住意向」の推移



施策への満足度・不満度（上位6項目）



今後特に重視してほしいと思う施策（上位10項目）



在住者意識調査自由意見

在住者意識調査の回答者に、本市に対する意見や要望を自由記述形式で聞いたところ、649 人から 1,043 件の意見等が寄せられました。

大項目	中項目	件数
1 コミュニティ・ 人権・多文化共生 (31 件)	(1) 地域活動	8
	(2) 人権尊重	2
	(3) 多文化共生等	21
	(4) その他	0
2 環境 (61 件)	(1) 地球温暖化対策	4
	(2) ごみ処理	22
	(3) 生活環境・自然環境	28
	(4) その他	7
3 健康・スポーツ (34 件)	(1) 健康づくり	4
	(2) スポーツ	30
	(3) その他	0
4 教育 (35 件)	(1) 学校教育	28
	(2) 生涯学習	7
	(3) その他	0
5 生活安全 (61 件)	(1) 事故・防犯	59
	(2) 消費者	2
	(3) 生活衛生・食品	0
	(4) その他	0
6 福祉・医療 (99 件)	(1) 高齢者福祉	30
	(2) 障害者福祉	12
	(3) 地域医療	32
	(4) その他	25
7 子ども・子育て (115 件)	(1) 子育て支援	111
	(2) 青少年	0
	(3) その他	4
8 文化 (9 件)	(1) 文化芸術・歴史	8
	(2) その他	1
9 都市インフラ (250 件)	(1) 都市基盤・広域交通網	64
	(2) 都市景観	52
	(3) 公共交通・道路	125
	(4) 上下水道	7
	(5) その他	2

大項目	中項目	件数
10 防災・消防 (20 件)	(1) 防災・治水	20
	(2) 消防・救急	0
	(3) その他	0
11 経済・産業 (46 件)	(1) 産業	26
	(2) 観光	15
	(3) 農業	4
	(4) その他	1
12 質の高い都市経営 (166 件)	(1) 広報・広聴機能	46
	(2) I C T	10
	(3) シティセールス	5
	(4) 健全財政	39
	(5) その他	66
13 その他・総合 (116 件)	(1) 総合（政策・職員・組織など）	78
	(2) 市民意識調査	25
	(3) その他	13
合 計		1, 043

在勤者意識調査自由意見

在勤者意識調査の回答者に、本市に対する意見や要望を自由記述形式で聞いたところ、115 人から 156 件の意見等が寄せられました。

大項目	中項目	件数
1 コミュニティ・人権・多文化共生 (3 件)	(1) 地域活動	0
	(2) 人権尊重	0
	(3) 多文化共生等	3
	(4) その他	0
2 環境 (8 件)	(1) 地球温暖化対策	0
	(2) ごみ処理	0
	(3) 生活環境・自然環境	8
	(4) その他	0
3 健康・スポーツ (4 件)	(1) 健康づくり	0
	(2) スポーツ	4
	(3) その他	0
4 教育 (2 件)	(1) 学校教育	1
	(2) 生涯学習	1
	(3) その他	0

大項目	中項目	件数
5 生活安全 (9 件)	(1) 事故・防犯	9
	(2) 消費者	0
	(3) 生活衛生・食品	0
	(4) その他	0
6 福祉・医療 (7 件)	(1) 高齢者福祉	1
	(2) 障害者福祉	1
	(3) 地域医療	4
	(4) その他	1
7 子ども・子育て (5 件)	(1) 子育て支援	5
	(2) 青少年	0
	(3) その他	0
8 文化 (3 件)	(1) 文化芸術・歴史	3
	(2) その他	0
9 都市インフラ (65 件)	(1) 都市基盤・広域交通網	20
	(2) 都市景観	8
	(3) 公共交通・道路	37
	(4) 上下水道	0
	(5) その他	0
10 防災・消防 (4 件)	(1) 防災・治水	4
	(2) 消防・救急	0
	(3) その他	0
11 経済・産業 (11 件)	(1) 産業	5
	(2) 観光	6
	(3) 農業	0
	(4) その他	0
12 質の高い都市経営 (30 件)	(1) 広報・広聴機能	3
	(2) I C T	0
	(3) シティセールス	4
	(4) 健全財政	1
	(5) その他	22
13 その他・総合 (5 件)	(1) 総合（政策・職員・組織など）	1
	(2) 市民意識調査	2
	(3) その他	2
合 計		156

(2) インターネット市民意識調査

インターネット市民意識調査は、郵送による市民意識調査と同様に、市民の満足度や要望を把握し、今後の施策や事業の推進に反映することを目的としており、庁内の調査希望に応じて、タイムリーな事柄についての調査を平成23年度から実施しています。

- ・調査対象：さいたま市在住の満18歳以上69歳以下の男女の計1,000人（委託業者に登録しているモニター）
内訳として、18～29歳・30～39歳・40～49歳・50～59歳・60～69歳の男女各100人
- ・実施時期：令和6年度は、7月、8月、11月、2月で計4回実施

7月調査	計20問
健康に関する生活習慣等（保健衛生総務課）、平和に対する考え（総務課）、自動体外式除細動器（AED）（地域医療課）、終活への関心（高齢福祉課）、市ホームページの利便性（広報課）	
実施	7/5～7/16
結果	8月30日 インターネット上で公表

調査結果（抜粋）

★平和に関する事業で実施してほしいもの。 （上位5項目）			★AEDを設置した方がよい市有施設。 （上位5項目）		
1	子どもの頃から平和・戦争について考える機会を提供する	40.0	1	公園	47.5
2	戦争の悲惨さを知る機会を提供する	24.5	2	コミュニティセンター	32.5
3	平和・戦争に関連する史料に触れる機会を提供する	21.8	3	スタジアム	32.4
4	平和・戦争を題材にした映像に触れる機会を提供する	21.1	4	文化施設（市民会館等）	30.5
5	戦争を経験した人の経験談を聞く機会を提供する	19.5	5	公民館	28.3
(n=1,000) (%)			(n=1,000) (%)		

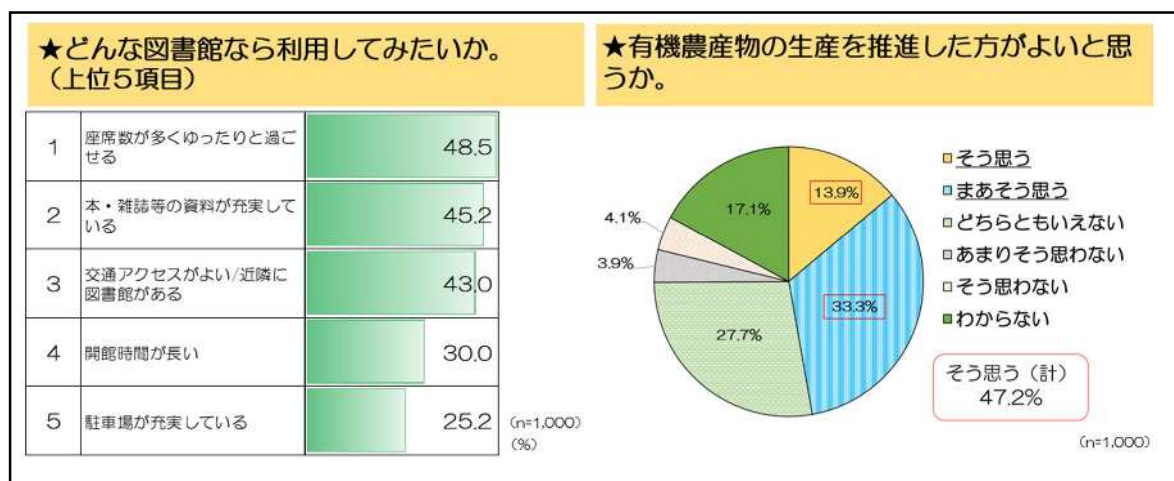
8月調査	計 20 問
さいたまスイーツ（商業振興課）、家庭での災害時の備え（防災課）、さいたま市の緊急（災害）の情報の取得（広報課）、さいたま市の温暖化対策（ゼロカーボン推進戦略課）、市議会の広報（秘書総務課）	
実施	8 / 1 ~ 8 / 15
結果	9 月 30 日 インターネット上で公表

調査結果(抜粋)



11月調査	計 21 問
図書館の利用（資料サービス課）、有機農産物に対する消費者意識（農業政策課）、食品ロス削減（資源循環政策課）、光化学スモッグ（環境対策課）、自転車盗対策（市民生活安全課）	
実施	11 / 1 ~ 11 / 15
結果	12 月 27 日 インターネット上で公表

調査結果(抜粋)



2月調査	計 19 問
自治会加入（コミュニティ推進課）、生涯学習（生涯学習振興課）、道路消毒（生活衛生課）、在宅医療（地域医療課）、再犯防止の推進（福祉総務課）、市の情報取得（広報課）	
実施	1 / 31 ~ 2 / 14
結果	3 月 31 日 インターネット上で公表

調査結果(抜粋)

★再犯防止等に関する用語で内容を知っていたものは。 (上位5項目)			★取得できなかった市の情報は。 (上位5項目)		
1	保護司	46.0	1	道路や駅前の今後の整備計画	10.8
2	矯正施設	39.0	2	災害が起こりやすい危険箇所の情報	9.4
3	保護観察所	32.6	3	予防接種や夜間当番医などの医療情報	8.6
4	更生保護施設	25.0	4	窓口での手続き方法や持ち物	8.0
5	更生保護	24.0	5	福祉サービスに関する情報	7.5
(n=1,000) (%)			(n=1,000) (%)		

6 住民相談

市民の種々の困りごとなどに対して、各種の相談窓口を設けるなど個々のケースに即した適切なアドバイスや回答を行い、市民生活の安定に寄与しています。

(1) 令和6年度実施状況 ※所管課：市民生活安全課

相 談 区 分	件 数
法律相談（民事一般）	全10区で実施 ○日時：月4～5回 13：00～17：00 ○相談方法：予約制の面接・電話方式 ○相談員：弁護士 2,765
法律相談（多重債務）	北区・大宮区・南区で実施 ○日時：月1回 13：00～17：00 ○相談方法：予約制の面接・電話方式 ○相談員：弁護士 130
税務相談	大宮区・中央区・南区で実施 ○日時：月1回・（中央区 隔月1回） 13：30～16：30 ○相談方法：予約制の面接・電話方式 ○相談員：税理士 167
司法書士の登記・法律相談	全10区で実施 ○日時：月1回 13：30～16：30 ○相談方法：予約制の面接・電話方式 ○相談員：司法書士 603
土地家屋調査士の登記相談	大宮区・中央区・浦和区・岩槻区で実施 ○日時：月1回 13：30～16：30 ○相談方法：予約制の面接・電話方式 ○相談員：土地家屋調査士 71
社会保険労務士の年金・保険・労務相談	北区・桜区・浦和区・南区・緑区で実施 ○日時：月1回・（桜区・浦和区・緑区 隔月1回） 13：30～16：30 ○相談方法：予約制の面接・電話方式 ○相談員：社会保険労務士 90
行政書士の相続遺言・内容証明相談	北区・大宮区・中央区・南区・緑区・岩槻区で実施 ○日時：月1回 13：30～16：30 ○相談方法：予約制の面接・電話方式 ○相談員：行政書士 227
行政相談	大宮区・中央区・浦和区・岩槻区で実施 ○日時：月1回 9：00～12：00又は13：30～16：30 ○相談方法：先着順による面接方式 ○相談員：行政相談委員 12
借地・借家相談	大宮区で実施 ○日時：月2回 13：30～16：30 ○相談方法：予約制の面接・電話方式 ○相談員：専門相談員 84
外国人生活相談	大宮区で実施 ○日時：週4回 9：00～12：00 ○相談方法：先着順による面接・電話方式 ○相談員：専門相談員 59
交通事故相談	大宮区で実施 ○日時：月・木曜日 9：00～12：00・13：00～16：00 水曜日 13：00～16：00（受付15：30まで） ○相談方法：先着順による面接・電話方式 ○相談員：専門相談員 83
合 計	4,291

7 パブリック・コメント

市政への市民の参画を促すとともに、市民と行政との協働による透明性の高い公正な市政運営を図るため、パブリック・コメント制度を平成 15 年度から実施しています。

(1) 年度別実績

項目 年度	実施件数	意見提出数	意見項目数	修正項目数	修正率 修正項目数/意見項目数
令和 2 年度	31	395	1,053	164	15.6%
令和 3 年度	17	501	872	79	9.1%
令和 4 年度	19	230	521	83	15.9%
令和 5 年度	21	1,293	1,674	100	6.0%
令和 6 年度	12	84	146	15	10.3%

(2) 令和 6 年度実績

No.	条例・計画等の名称	担当課 (名称は当時のもの)	意見提出件数	意見項目数	修正項目数
1	国民健康保険（資格・給付）、国民健康保険（賦課・徴収）、後期高齢者医療に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」改訂版（素案）	国保年金課	1	5	1
2	さいたま市文化財保存活用地域計画（素案）	文化財保護課	6	17	6
3	さいたま市自転車ネットワーク整備計画（改定版）素案	自転車まちづくり推進課	13	17	1
4	さいたま市公告式条例の一部を改正する条例（骨子案）	法務・コンプライアンス課	18	9	0
5	さいたま市総合振興計画基本計画実施計画 令和 6（2024）年度改定案	都市経営戦略部	2	2	0

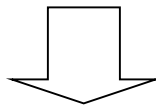
6	健康増進事業に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」改訂版（素案）	健康支援課	0	0	0
7	予防接種事業に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」改訂版（素案）	感染症対策課	0	0	0
8	母子保健事業に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」改訂版（素案）	母子保健課	0	0	0
9	住民基本台帳に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」改訂版（素案）	区政推進部	0	0	0
10	「さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例」の廃止について	産業廃棄物指導課	1	1	0
11	第3期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン（素案）	子ども・青少年政策課	32	69	5
12	さいたま市立地適正化計画（骨子案）	都市計画課	11	26	2
合 計			84	146	15

(3) パブリック・コメント制度の流れ

条例・計画等の素案の作成

対象となるのは、市の総合的な構想、基本的な方針・計画の策定又は変更や市の基本的な制度を定める条例、市民等に義務を課し・権利を制限する条例等の制定又は改廃などです。

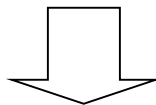
詳しくは、さいたま市パブリック・コメント制度要綱（参考資料参照）をご覧ください。



条例・計画等の素案と関連資料の公表、市民から意見募集

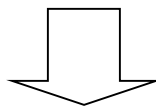
意見募集期間は、原則として1か月以上です。

条例・計画等の素案と関連資料の公表は、各区役所情報公開コーナー・関連課所・施設等への配置や市のホームページへの掲載等により行います。



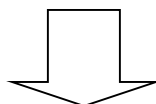
市民が意見を提出

郵便（専用封筒があります）やインターネットを利用する方法、FAXで送っていただくか、直接お持ちいただきます。



提出された意見を考慮して条例案・計画等を確定

いただいた意見を整理・集計し、意見を取り入れた修正等を行い、条例案・計画等を確定します。



提出された意見の概要と市の考え方の公表、策定した条例案・計画等の公表

公表は、各区役所情報公開コーナー・関連課所・施設等への配置や市のホームページへの掲載等により行います。

8 コールセンター

電話、FAX、電子メールにより、市のサービス内容や手続、施設案内やイベント情報などの様々な問合せにお答えする窓口として、「さいたまコールセンター」を平成 19 年 7 月 1 日から開設しています。

平成 25 年 4 月からは、区役所等の代表電話とコールセンターの統合を順次進め、現在は、本庁及び各区役所、南・北部建設事務所の代表電話を統合しています。

受付時間については、電話は午前 8 時から午後 9 時まで、電子メール、FAX は 24 時間、いずれも年中無休です。

<電話番号等>

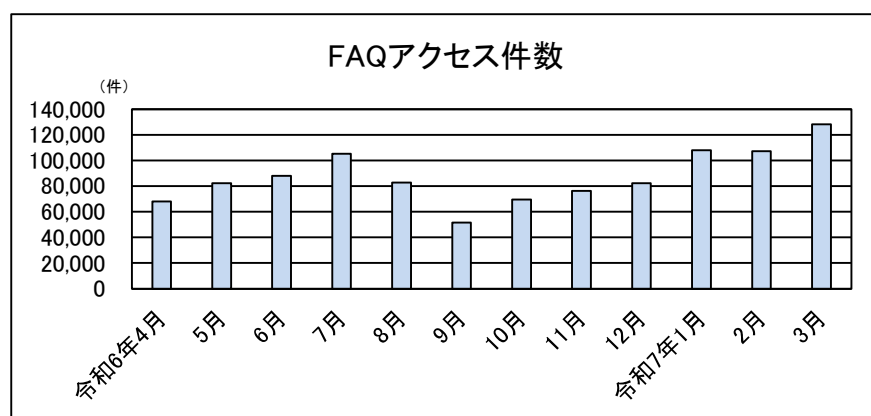
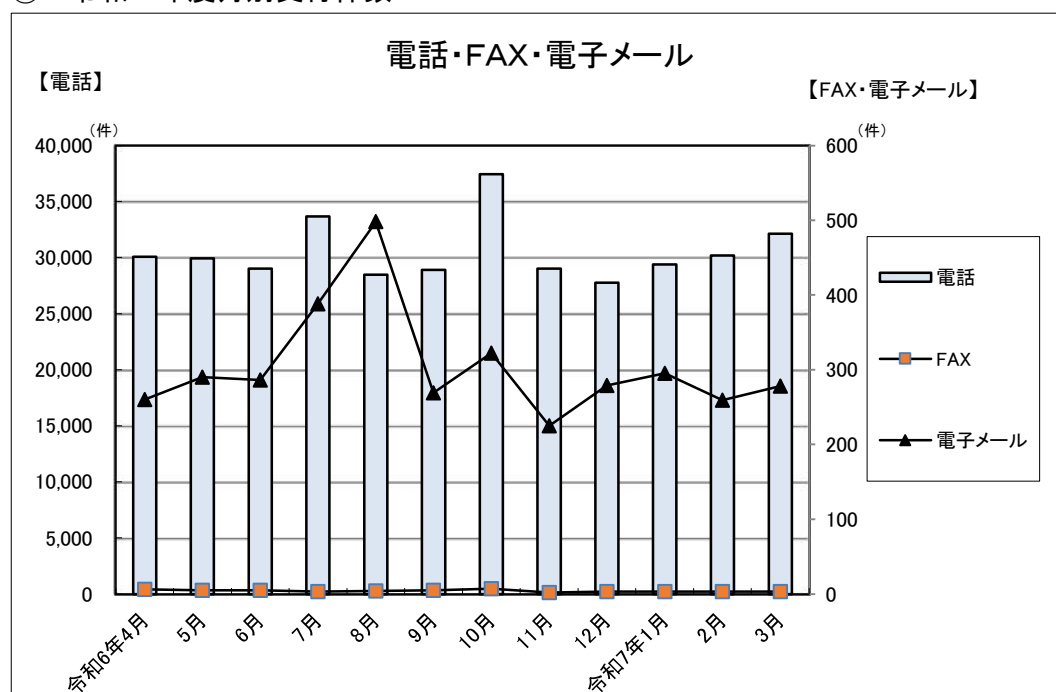
- ・ 電 話 0 4 8 - 8 3 5 - 3 1 5 6 ^{さいコール}
- ・ FAX 0 4 8 - 8 2 7 - 8 6 5 6
- ・ 電子メール 市ホームページ「さいたま市よくある質問（FAQ）トップ」
内の専用お問合せフォームから

(1) 受付件数

① 年度別受付件数

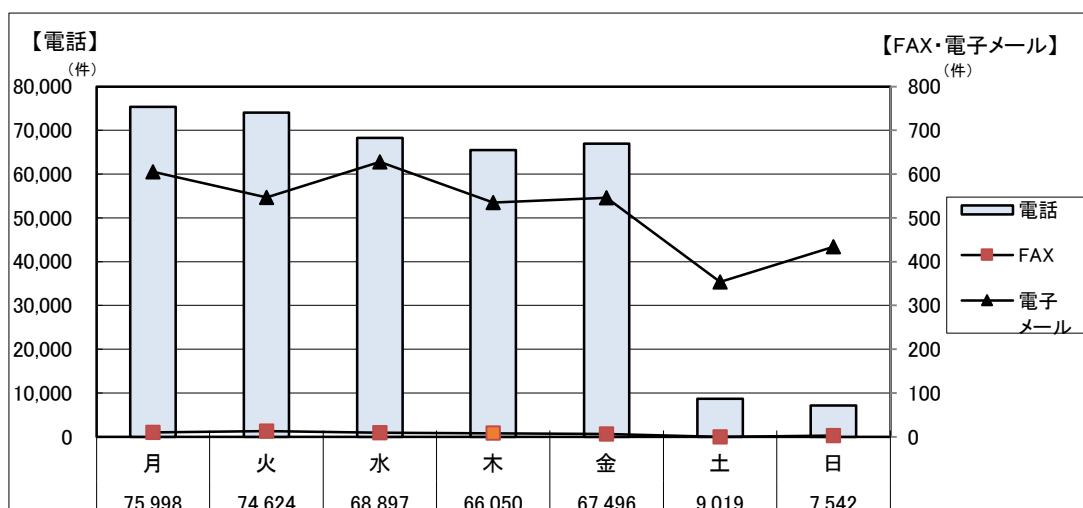
年 度	受付件数			
	電 話	F A X	電子メール	合 計
令和 2 年度	432,998	37	1,722	434,757
令和 3 年度	412,790	28	1,780	414,598
令和 4 年度	423,213	18	1,179	424,410
令和 5 年度	367,532	33	1,532	369,097
令和 6 年度	365,928	49	3,649	369,626

② 令和6年度月別受付件数



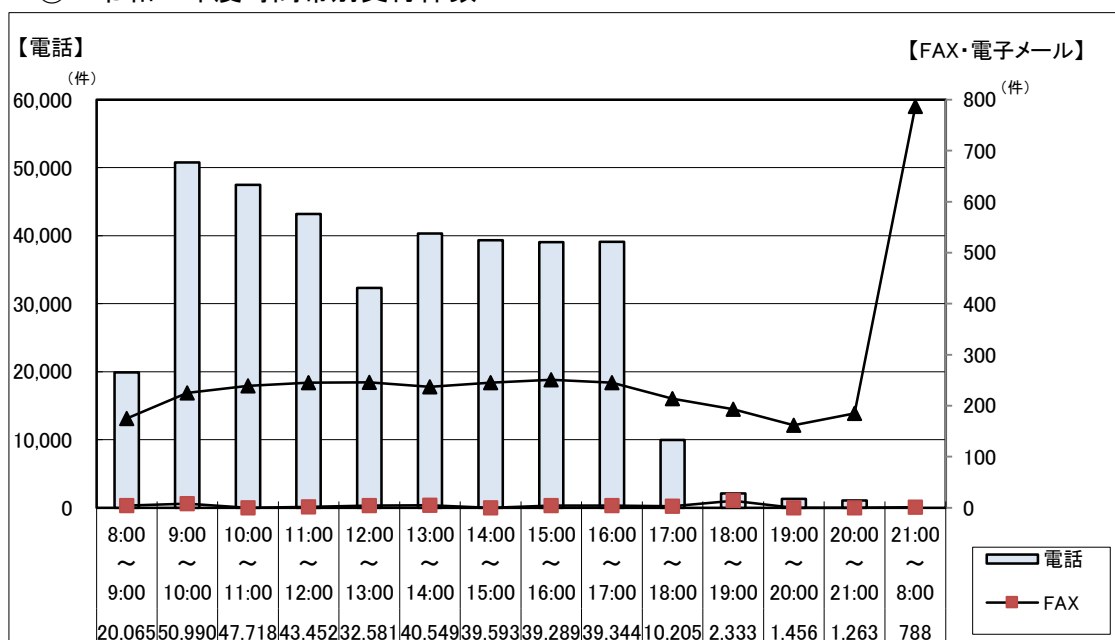
	令和6年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年 1月	2月	3月
受付件数	30,338	30,214	29,290	34,071	28,982	29,182	37,767	29,233	28,026	29,684	30,436	32,403
(内電話)	30,072	29,919	28,999	33,680	28,480	28,908	37,438	29,006	27,744	29,386	30,174	32,122
(内FAX)	6	5	5	3	4	5	7	2	3	3	3	3
(内電子メール)	260	290	286	388	498	269	322	225	279	295	259	278
FAQ アクセス件数※	67,912	82,218	87,937	105,325	82,599	51,443	69,380	76,204	82,151	107,850	107,234	128,300

③ 令和6年度曜日別受付件数



	月	火	水	木	金	土	日
受付件数	75,998	74,624	68,897	66,050	67,496	9,019	7,542
(内電話)	75,383	74,064	68,260	65,507	66,944	8,665	7,105
(内FAX)	10	13	9	8	6	0	3
(内電子メール)	605	547	628	535	546	354	434

④ 令和6年度時間帯別受付件数

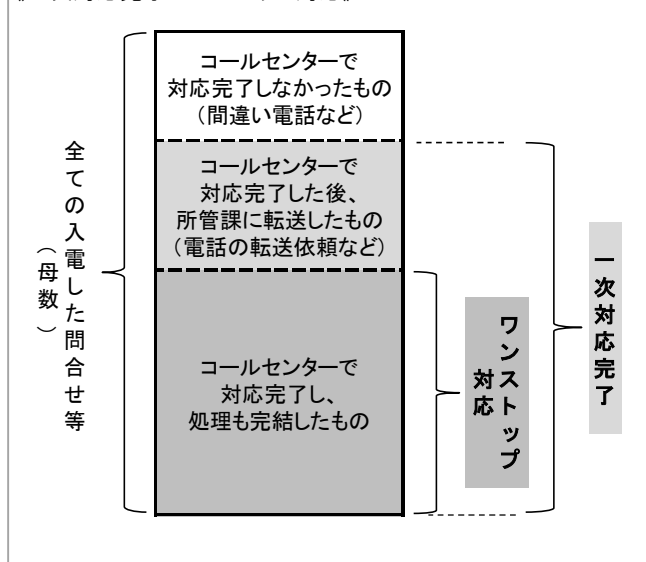


	8:00 ~ 9:00	9:00 ~ 10:00	10:00 ~ 11:00	11:00 ~ 12:00	12:00 ~ 13:00	13:00 ~ 14:00	14:00 ~ 15:00	15:00 ~ 16:00	16:00 ~ 17:00	17:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	19:00 ~ 20:00	20:00 ~ 21:00	21:00 ~ 8:00
受付件数	20,065	50,990	47,718	43,452	32,581	40,549	39,593	39,289	39,344	10,205	2,333	1,456	1,263	788
(内電話)	19,886	50,757	47,479	43,205	32,331	40,307	39,348	39,034	39,095	9,988	2,126	1,294	1,078	0
(内FAX)	4	8	0	2	4	5	0	4	4	3	14	0	0	1
(内メール)	175	225	239	245	246	237	245	251	245	214	193	162	185	787

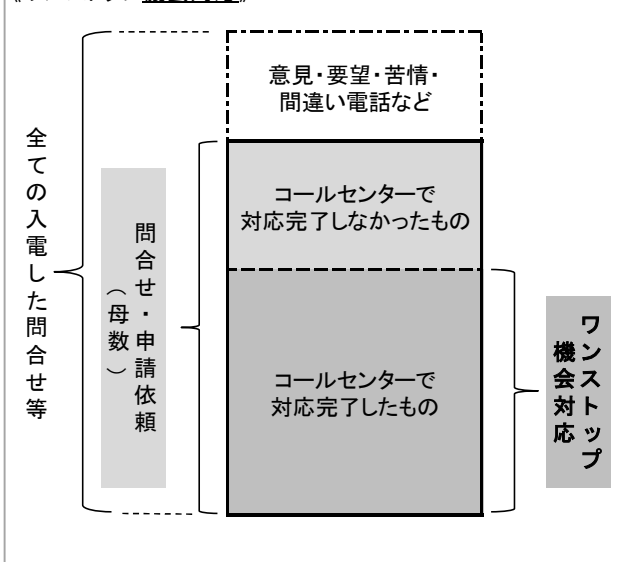
(2) 令和6年度サービス指標

指標		説明	実績
コールセンター 番号	一次対応完了率	コールセンターで対応が完了した件数の割合	100.0 %
	ワンストップ対応率	入電した問合せ等にワンストップで対応した件数の割合	52.1 %
	ワンストップ機会 対応率	問合せや申請依頼にワンストップで対応した件数の割合	60.0 %
本庁舎代表 番号	一次対応完了率	コールセンターで対応が完了した件数の割合	100.0 %
	ワンストップ対応率	入電した問合せ等にワンストップで対応した件数の割合	31.6 %
	ワンストップ機会 対応率	問合せや申請依頼にワンストップで対応した件数の割合	49.7 %
各区代表電話 番号	一次対応完了率	コールセンターで対応が完了した件数の割合	100.0 %
	ワンストップ対応率	入電した問合せ等にワンストップで対応した件数の割合	33.9 %
	ワンストップ機会 対応率	問合せや申請依頼にワンストップで対応した件数の割合	54.0 %
全体	平均応答速度	着信してからオペレーターが応答するまでの平均時間	4.6 秒
	平均応答率	着信にオペレーターが応答した割合	93.6 %
	平均通話時間	オペレーターが利用者と通話した平均時間	2 分 26 秒
	応対満足度	市民からみたコールセンターの応対品質（5点満点）	4.95 点

《一次対応完了・ワンストップ対応》



《ワンストップ機会対応》



(3) 令和6年度利用者満足度調査結果

コールセンターの対応についてアンケートを実施し、5点満点で評価していただきました。

① 調査期間

第1回 令和6年8月1日（木） ～ 令和6年9月1日（日）
第2回 令和6年12月23日（月） ～ 令和7年1月31日（金）

② 調査方法

コールセンターに電話でお問い合わせされた方のうち、満足度調査の実施可否を確認した上で、各回400人の方に対してアンケートを実施しました。

③ 調査結果

	第1回	第2回
5点	381人	379人
4	19人	19人
3	0人	2人
2	0人	0人
1	0人	0人
合 計	400人	400人

平均点	4.95点	4.94点
-----	-------	-------

④ 主な意見

- ・電話対応の感じが良かったので、案内がスムーズに入ってきた。
- ・こちらの話をしっかり聞いて、明確に分かりやすく説明してもらえた。
- ・分かるまで何度も丁寧に説明してくれて嬉しかった。
- ・的確な返答とプラスアルファの情報までもらえて満足。
- ・答えに納得はできたが、自分の希望の解決にならなかった。

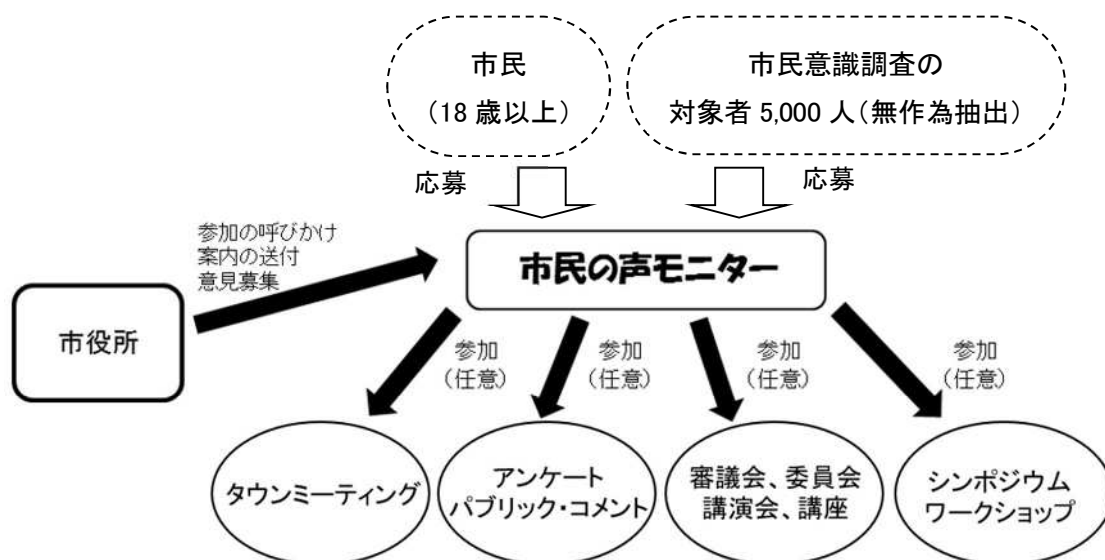
9 市民の声モニター

市民意識調査（郵送法）の対象者 5,000 人を含め、広く市民からモニターを募集し、ご登録いただいた方に、市が実施するタウンミーティング、審議会、委員会、シンポジウム、ワークショップ、講演会、講座及びパブリック・コメントなどの「市民の声」を聴く事業への参加を通じて、市に意見を寄せていただく制度です。

無作為抽出の手法を取り入れ、多くの潜在的な市民の意向を把握して事業に生かすため、平成 27 年度から実施しています。

平成 30 年度の登録者から、登録期間を翌々年度の 3 月末までとしました。

(1) 市民の声モニターのイメージ



(2) 登録者数

年 度	登録者数
令和 2 年度	174 人
令和 3 年度	321 人
令和 4 年度	271 人
令和 5 年度	217 人
令和 6 年度	253 人

※令和 2 年度まで各年 9 月 1 日現在

※令和 3 年度から各年 3 月 31 日現在

(3) 令和 6 年度案内実績

分類	件数
タウンミーティング	1 件
アンケート	7 件
パブリック・コメント	4 件
審議会	0 件
委員会	7 件
講演会、講座	4 件
シンポジウム	1 件
ワークショップ	0 件
合計	24 件

10 子ども・若者の提案

未来を担う子どもから、市のまちづくりに関する提案を聴く機会を設け、市政に反映することを目的として平成 28 年度から実施しています。令和 6 年度からは高校生を加え、「子ども・若者の提案」として提案を募集しました。

令和 6 年度は市立中学校（61 校）、市立高等学校（6 校）、協力していただける私立中学校（6 校）及び私立高等学校（6 校）に通う中学生・高校生から提案を募集しました。令和 7 年度からは更に小学生（5・6 年生）を加えて提案を募集します。

(1) 令和 6 年度子ども・若者の提案制度 募集テーマ

No.	テーマ	担当課	意見提出 件数	意見項目数
1	2050 年、わたしたちはどのような生活を送っていると思いますか？	交通政策課	752	1,028
2	誰もが移動できる、持続可能な『まち』にするためには？	交通政策課	701	829
3	あなたが行ってみたいと思う環境イベントを企画してください。	環境総務課	1,300	1,845
合計			2,753	3,702

(2) 主な提案概要

No.	テーマ	提案概要
1	2050 年、わたしたちはどのような生活を送っていると思いますか？	・ 様々な職業が A I 化し、今とは生活様式が変わる。 ・ 温暖化などの影響により、家で過ごすようになる。 ・ ほとんどの仕事がりモートワークに変わる。 ・ 働き手が著しく不足する。
2	誰もが移動できる、持続可能な『まち』にするためには？	・ 自動運転機能のある車を開発する。 ・ 元からスロープのついたバスをにする ・ パークアンドライド方式により公共交通機関の利用を促進する。 ・ 電気を動力とした乗り物を増やす。
3	あなたが行ってみたいと思う環境イベントを企画してください。	・ S D G s のテーマに沿った体験型のイベント ・ 様々なボランティア（植樹など）を組み合わせる。 ・ 廃材でものを作るワークショップ ・ 環境問題をわかりやすく解説した展示会

参 考 資 料

- さいたま市長への提案制度要綱
- 市長への提案制度「わたしの提案」処理要領
- さいたま市市民の声取扱要綱
- さいたま市タウンミーティング運営要領
- さいたま市パブリック・コメント制度要綱
- 市民の声モニター制度要綱
- 子ども・若者の提案制度要綱

さいたま市長への提案制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、さいたま市長への提案制度（さいたま市長に提出された、市政に対する提案、意見、要望等をいう。以下「わたしの提案」という。）に関し必要な事項を定めることにより、市政運営への反映と市民参加意識の促進を図り、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(提出手段)

第2条 わたしの提案の提出手段は、原則として専用の提案用紙（第1号様式）、専用のファクシミリ又は「市民の声Web」から投稿されたものとする。

(専用の提案用紙の配置)

第3条 専用の提案用紙は、市役所、区役所、市の主な公共施設等に配置する。

(処理システム)

第4条 わたしの提案の処理に当たっては、さいたま市市民の声取扱要綱に基づき、市民の声データベースシステムを用いて処理するものとする。

(受付)

第5条 わたしの提案は、広聴課において受け付ける。

(回答方法)

第6条 受け付けたわたしの提案については、市長の署名入りの文書（第2号様式）又は当該内容に対し回答を行う課（以下「回答担当課」という。）による面談、電話、文書、電子メール等で、わたしの提案を行った者（以下「提案者」という。）へ回答するものとする。

2 回答担当課による提案者への直接の回答（以下「直接回答」という。）は、受け付けたわたしの提案が次の各号のいずれかに該当するとき、行うことができる。

- (1) 提案者が、直接回答を望んでいるもの
- (2) 迅速な対応が必要なもの
- (3) 提案者に対し、詳細な説明が必要となるもの
- (4) 簡易な回答のもの
- (5) 市長の署名入りの文書での回答後、同一提案者から趣旨が同様である内容のわたしの提案が寄せられたもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、広聴課長又は回答担当課長が直接回答すると判断したもの

3 第1項の規定により回答担当課が文書で直接回答する場合は、回答担当課長名で行うものとする。ただし、必要に応じ、部長名、局長名等で回答することができる。

4 広聴課長は、わたしの提案が一定の期間に大量に提出され第1項の規定による回答が困難であると認められる場合、回答担当課長と協議の上、回答を市ホームページへ掲載することにより、回答に代えることができる。

(回答基準)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、受け付けたわたしの提案が、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として回答しないものとする。

- (1) 回答が不要である旨の記載があるもの
- (2) 回答が不要である旨の確認がとれたもの
- (3) 同一提案者から趣旨が同様である内容のわたしの提案が複数回寄せられ、今後、回答しない旨を通告したにもかかわらず、再度わたしの提案があったもの
- (4) 提案者の住所、氏名、連絡先等が不明確なもの
- (5) 個人又は団体等を誹謗し、若しくは中傷する内容のもの又は公序良俗に反する内容のもの
- (6) 企業等の営利を目的とするもの
- (7) 宗教に関するもの
- (8) 提案者と市との間で係争中又は同案件について判決があったもの
- (9) 提案の趣旨が不明確なもの
- (10) 提案者が市職員であるもの
- (11) 学校の授業等の一環として提出されたもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、広聴課長又は回答担当課長が回答不要と判断したもの

(処理状況の公表)

第8条 広聴課長は、月毎の統計情報及び提案者への回答内容を随時公表するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

第1号様式

わたしの提案

年 月 日

(〒 -)				
住 所				
ふりがな		年 齢	電 話	()
氏 名		歳		
職 業	1. 会社員 2. 自営業 3. 公務員 4. 学生 5. 無職 6. その他 ()			
※具体的にご意見・ご提案をお書きください。			回答が不要である場合、 右の□に✓を記入してください。	

【略図】※必要に応じ、略図をお書きください。

この「わたしの提案」は、市民の皆様が「さいたま市」について考えておられること、気付かれたことなどをお寄せいただき、今後の市政の運営に役立たせることで、市政をより身近なものとしていただくために実施しています。

いただきましたご意見やご提案につきましては、担当する部課において対応し、市政への反映に努めてまいります。

ぜひ、市民の皆様の建設的なご意見、ご提案を、この手紙でお寄せいただきますようお願い申し上げます。

さいたま市長 清水 勇 人

- 市民の皆様から寄せられた提案などを、個人が特定できないようにしたうえで要旨を市のホームページなどに掲載させていただくことがあります。
- 個人情報については、適正に管理を行い、他の目的に利用することはありません。
- 提案に関するお問い合わせは、市長公室秘書広報部広聴課へどうぞ。（電話048-829-1931）

第2号様式

様

年 月 日

さいたま市長

市長への提案制度「わたしの提案」処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市長への提案制度「わたしの提案」（以下「提案」という。）を迅速かつ正確に処理し、その有効利用を図るため、提案の事務処理について、必要な事項を定める。

(処理)

第2条 広聴課長は、提案を受け付けたときは、提案の内容を所管する課の課長（以下「回答担当課長」という。）に市民の声データベースシステム（以下「データベース」という。）を用い、提案の写しを送付し、対応を依頼するものとする。

2 提案の受付の日付は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる日（以下「閉庁日」という。）以外の日（以下「開庁日」という。）の午後5時15分までに広聴課に届いたものを当日の日付とし、午後5時15分を過ぎて広聴課に届いたものを翌日（その日が閉庁日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い開庁日）の日付とする。

3 さいたま市長への提案制度要綱（以下「要綱」という。）第2条に規定する提出手段以外の方法で提出された文書等のうち、提案を行った者が文書等に「わたしの提案」と明記している場合、広聴課長は、これを提案として取り扱うことができる。

4 回答担当課長は、送付を受けた提案のうち、要綱第6条第1項の規定により市長の署名入りの文書で回答するものについては、提案に対する回答を作成し、受付の日から7開庁日以内にデータベースにより広聴課長に報告するものとする。ただし、期間内に報告することができない理由があるときは、当該期間を超えて報告することを妨げない。

5 広聴課長は、報告された回答をもとに、報告を受けた日から3開庁日以内に回答文書を作成し、市長への報告及び説明を行い、市長の承認及び指示を受けるよう努めるものとする。市長の指示事項がある場合は、当該指示事項を踏まえ、回答担当課長が回答を修正し、データベースに登録する。広聴課長は、登録された回答をもとに、回答文書を修正する。

- 6 広聴課長は、前項で作成した回答文書に市長から署名を受けた後、速やかに提案者へ送付するものとする。
- 7 回答担当課長は、提案者に対し直接回答する提案については、受付の日から5開庁日以内に回答するよう努めるとともに、データベースに回答内容の登録（文書で回答した場合は回答文書の写しを添付して登録）を行うものとする。
- 8 回答担当課長は、要綱第7条第1号、第2号又は第4号の規定により回答しない提案のうち、市が所管する事項又は本市以外の官公署等に属するもので市が所管する事項と関係が深いと認められるもの（提案者が市職員と思われる者であるものを除く。）については、提案に対する市の見解又は対応（以下「回答の方向性」という。）を受付の日から5開庁日以内にデータベースに登録し、市政運営に反映するよう努めるものとする。
- 9 広聴課長は、前項の規定によりデータベースに回答の方向性を登録する提案を除き、要綱第7条の規定により回答しないものについて、回答担当課長に提案の写しを参考送付するものとする。
- 10 第8項の規定にかかわらず、回答担当課長は、同一年度において趣旨が同様である内容の提案に対する回答の方向性が既にデータベースに登録されている場合、回答の方向性をデータベースに登録しないことができる。この場合において、広聴課長は、回答担当課長に提案の写しを参考送付する。
- 11 広聴課長は、提案内容が本市以外の官公署等に属するもので市が所管する事項と関係が深いと認められるものについては、市の関連する課（室）所を通じて、関係官公署等へ回送又は対応を依頼するものとする。ただし、関連する課（室）所がない場合は、広聴課長から直接、関係官公署等へ回送又は対応を依頼する。
- 12 広聴課長は、第7項から第10項までの規定によりデータベースに登録された内容を取りまとめ、市長に報告するものとする。

（役割）

第3条 さいたま市広報推進責任者設置要綱第1条の規定により置かれる広報推進責任者は、提案の対応に関し、進行管理を行う。

- 2 広聴課長は、回答の方向性及び回答の作成の進捗状況を把握するとともに、回答期限を超えている回答担当課長に対して、状況確認及び催促を行う。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、広聴課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月19日から施行する。

さいたま市市民の声取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民参加による市政を推進するために、市に様々な手段で寄せられる市民の提案、要望、苦情等（以下「市民の声」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) データベース 第1条の目的を達成するために、市民の声を集約して庁内で共有し、対応の迅速化や見える化を進めるとともに、その傾向等を分析し、市政への反映に資する情報として提供するため運用する、さいたま市市民の声データベースシステムをいう。
- (2) 受付担当課 市民の声を受け付けた課室等をいう。
- (3) 回答担当課 市民の声に対し回答を行う課室等をいう。
- (4) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (5) 発意者 市に対し、市民の声を寄せた個人又は法人その他の団体の代表者をいう。
- (6) 進捗公開 寄せられた市民の声の対応状況を、データベースを利用して市のホームページから市民が閲覧できる状態にすることをいう。
- (7) 庁内公開 市民の声に対する対応完了後、データベースを利用して職員が閲覧及び検索をすることができる状態にすることをいう。
- (8) 市民公開 市民の声に対する対応完了後、データベースを利用して市のホームページから市民が閲覧できる状態にすることをいう。

(事業等の種別)

第3条 市民の声は、次に掲げる事業、業務に区分して管理を行うものとする。

- (1) わたしの提案 さいたま市長への提案制度要綱（平成14年4月1日決裁）に基づき広聴課が実施する事業
- (2) タウンミーティング 市民の意見を市政に反映することを目的として、市民と市長が直接対話するため広聴課が実施する事業
- (3) 市民意識調査 郵送によるアンケート方式により、市政全般にわたる市民の満足度や要望を把握するため広聴課が実施する事業
- (4) 陳情・要望 団体等から提出された陳情書、要望書、申入書、請願書、要求書、要請書、提言書、提案書、確認書、上申書、意見書、嘆願書等に対して、対応を行う業務（市議会に提出されたもの及び市議会から市に提出されたものを除く。）
- (5) 所管課受付対応 陳情・要望を除き、コールセンターに寄せられた要望を含め、各課室等が受け付けた市民の声に対し、対応を行う業務
- (6) 子ども・若者の提案 子ども・若者の提案制度要綱（令和6年3月6日決裁）に基づき広聴課が実施する事業

(役割分担)

第4条 広報監は、第1条の目的を達成するため、総括的に進行管理を行う。

- 2 広聴課長は、広報監の業務を補佐し、データベースの情報システム管理者として所要の事務を行う。
- 3 さいたま市広報推進責任者設置要綱（平成13年8月28日決裁）第1条の規定により置かれる広報推進責任者は、データベースの運用に関し、所管事務の範囲内において進行管理を行う。ただし、広報推進責任者を置かない局・区においては、局・区長が指名した職員（以下、「指定推進責任者」という。）がその役割を行う。
- 4 さいたま市事務専決規程（平成15年3月31日訓令第8号）第2条第11号に規定する課長（以下単に「課長」という。）は、データベースの運用に関し、所管事務の範囲内において進行管理を行うとともに、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

（閲覧権限者及び閲覧の範囲）

第5条 データベースの閲覧権限者及び閲覧範囲は、別表のとおりとする。

- 2 前項に規定する閲覧権限者及び閲覧範囲のデータベースにおける設定は、広聴課長が行うものとする。
- 3 課長は、前項の規定により設定された閲覧権限者又は閲覧範囲の変更が必要となったときは、人事異動に伴う場合を除き、広聴課長に依頼するものとする。

（受付担当課の事務）

第6条 受付担当課は、市民の声を受け付けたときは、速やかにデータベースに登録するものとする。ただし、受け付けた市民の声が所管外の事務に係るものである場合又は一部所管外の事務を含む場合は、関係課が協議し、受付担当課及び回答担当課を決定することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、わたしの提案については、広聴課が受付担当課となる。

（登録対象外）

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、寄せられた市民の声が陳情・要望又は所管課受付対応に該当する場合で次の各号のいずれかに該当するときは、当該市民の声は、登録対象外とすることができる。

- (1) 即時に対応が完了したもの
- (2) 政策形成の過程で市民意見の聴取を行ったもの
- (3) 他の制度により対応が完了するもの
- (4) 市政や区政に関する内容でないもの
- (5) 発意者と市との間で係争中又は同案件について判決があったもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、受付担当課長が登録不要と判断したもの

（回答担当課の事務）

第8条 回答担当課は、回答内容をデータベースに登録し、回答を行うものとする。ただし、回答しないこととしたときは、その理由等をデータベースに登録するものとする。

（相互連携）

第9条 受付担当課と回答担当課とが異なるときは、相互に連絡を行い、処理が円滑に進むよう努めなければならない。

- 2 同一の案件に対し、回答担当課が複数あるときは、関係課で協議して回答の主管課を定め、回答を取りまとめて行うことができる。

3 対話集会等による陳情・要望については、第6条及び第8条の規定にかかわらず、広聴課が受付担当課と連携しデータベースに一括して登録することができる。

(決裁)

第10条 受付担当課及び回答担当課は、必要に応じ、電子文書管理システムにより決裁を行うものとする。この場合において、決裁区分はさいたま市事務専決規程（平成15年3月31日訓令第8号）によるものとする。

(進捗公開)

第11条 受付担当課及び回答担当課は、寄せられた市民の声の対応状況（タウンミーティング、市民意識調査、子ども・若者の提案及び第9条第3項の規定により一括して登録した陳情・要望に係る対応状況を除く。）を個人情報の保護のために必要な措置を講じた後、進捗公開を行うものとする。

(庁内公開)

第12条 回答担当課は、回答が完了した市民の声について、個人情報の保護のために必要な措置を講じた後、庁内公開を行うものとする。

(市民公開)

第13条 回答担当課は、回答が完了した所管課受付対応について、また、広聴課は、回答が完了したわたしの提案について、個人情報の保護のために必要な措置を講じた後、市民公開を行うものとする。なお、市民公開の期間は、市民公開を行った日から1年とする。

第14条 削除

(非公開の基準)

第15条 第11条から第13条までの規定にかかわらず、市民の声が次に掲げる場合に該当するときは、原則として進捗公開、庁内公開及び市民公開は行わないものとする。

- (1) 内容から個人が類推され、又は特定されるおそれがある場合
- (2) 発意者から公開しない旨の申出があった場合
- (3) 誹謗し、若しくは中傷する内容、営利を目的とする内容又は公序良俗に反する内容を含んでいる場合
- (4) 同一の発意者から同一の趣旨で複数回寄せられた案件で、既に公開済みの場合
- (5) 回答しない場合又は回答が発意者に到達しなかった場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受付担当課長又は回答担当課長が公開しないと決定した場合

2 前項の規定にかかわらず、市長への提案制度「わたしの提案」処理要領第2条第8項の規定により回答の方向性を作成したわたしの提案が、前項各号に掲げる場合のうち第5号のみに該当するときは、庁内公開を行う。

(反映状況の確認)

第16条 広聴課は、市民の声に対する回答後の対応状況を把握するため、市政への反映状況の確認を行うことができる。

(発意者の個人情報に関する項目の削除)

第17条 広聴課は、データベースに登録された市民の声について、当該市民の声を受け付けた日の属する年度の翌年度の4月1日から5年を経過した後、データベースから発意者の個人情報

報に関する項目の削除を行う。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広聴課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第12条の改正（同条を第13条とする改正を除く。）は、平成27年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 陳情・要望等及び所管課受付対応については、この要綱の施行の日から平成26年12月31日までの間は、この要綱による改正後の要綱第11条の規定は、適用しない。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 閲覧権限者及び閲覧の範囲

閲覧者	閲覧範囲	閲覧項目
市長	全て	全て
市長公室を担任する副市長		
市長公室を担任しない副市長	さいたま市副市長事務分担規程(平成 24 年さいたま市訓令第 12 号)で定める分担事務に係る案件	閲覧範囲に係る全ての項目
広報推進責任者及び指定推進責任者	広報推進責任者及び指定推進責任者としての所管事務に係る案件	
受付担当課 (市長及び副市長を除き当該受付担当課の上位職を含む。)	受付担当課としてシステム登録した案件	
回答担当課 (市長及び副市長を除き当該回答担当課の上位職を含む。)	回答担当課としてシステム登録した案件	
市長公室長、運用責任者及び運用責任補助者	全て	全て

さいたま市タウンミーティング運営要領

平成22年6月30日

市長公室 広聴課

(目的)

第1条 この要領は、さいたま市タウンミーティングの円滑な運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開催)

第2条 タウンミーティングの開催については、別に定める実施概要のとおり行う。

(参加者の心得)

第3条 参加者は、タウンミーティングを円滑に進めるために、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会場において、大きな声を出したり、みだりに席を離れることなど他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (2) 会場において、携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定し、通話はしないこと。
- (3) 会場において、食事又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、撮影及び録音等をしないこと。
- (5) その他、タウンミーティングの円滑な運営の妨害となる行為をしないこと。
- (6) その他、係員の指示に従うこと。

2 参加者が前項の規定を守らないときは、係員はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴者)

第4条 傍聴を希望する者は、受付で、氏名と住所を記入し、係員の指示に従い会場に入場するものとする。

2 傍聴の受付は、開催予定時刻30分前から開催予定時刻までの間、先着順に行い、定員になり次第受付を終了するものとする。なお、同着により定員を超えるときは、同着となった者で抽選を行い傍聴者を決定する。

(傍聴者の定員)

第5条 傍聴人の定員は、当日の参加者人数の定員数を4で除した数を超えない人数とする。なお、会場の広さ等により、定員を減じることができる。

(傍聴者の心得)

第6条 傍聴者は、タウンミーティングを円滑に進めるために、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会場において、大きな声を出したり、みだりに傍聴席を離れることなど他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - (2) 会場において、携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定し、通話はしないこと。
 - (3) 会場において、食事又は喫煙をしないこと。
 - (4) 会場において、撮影及び録音等をしないこと。
 - (5) その他、タウンミーティングの円滑な運営の妨害となる行為をしないこと。
 - (6) その他、係員の指示に従うこと。
- 2 傍聴者が前項の規定を守らないときは、係員はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(報道関係者の撮影および録音等の許可)

第7条 報道関係者は、取材等のためにタウンミーティングの撮影及び録音等をしようとするときは、あらかじめ市の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により許可を受けた者は、腕章等を着用することにより、報道関係者であることを明示しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は広聴課長が定めるものとする。

附 則

この要領は平成22年6月30日から施行する。

この要領は平成24年5月9日から施行する。

この要領は令和3年6月21日から施行する。

さいたま市パブリック・コメント制度要綱

（目的）

第1条 この要綱は、パブリック・コメント制度に関し必要な事項を定め、市政への市民の参画を促すとともに、市民と行政との協働による透明性の高い公正な市政運営に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「パブリック・コメント制度」とは、市の基本的な政策等の策定に当たり、当該政策等の形成過程の情報を公表し、公表した情報に関して提出された市民等の意見及び意見に対する実施機関の考え方を公表することにより、市民等の意見を市の政策等に反映させる制度をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長その他の執行機関及びさいたま市附属機関等に関する要綱に定義する附属機関及び協議会等（以下、「審議会等」という。）をいう。

（対象）

第3条 パブリック・コメント制度の対象となる市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定とは、次に掲げるものをいう。

- （1） 市の基本計画、実施計画及び各行政分野における基本的な方針、計画の策定又は変更
- （2） 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- （3） 市民等に義務を課し又は権利を制限する条例の制定又は改廃（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）
- （4） 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例、規則及び行政指導の指針の制定又は改廃

- (5) 大規模な公共事業及び主要な公共施設の基本計画の策定又は変更
- (6) 市の基本的な方向を定める憲章、宣言の制定又は改廃
- (7) その他実施機関が特に必要と認めるもの

2 次に掲げるものについては、この要綱を適用しない。

- (1) 迅速性若しくは緊急性を要するもの又は軽微なもの
- (2) 裁量の余地のないもの
- (3) 法令に意見聴取手続等が定められているもの
- (4) 相互に密接な関係を有する複数の政策等で、一方でパブリック・コメントを実施しているもの

(案の公表)

第4条 実施機関は、政策等の策定に当たっては、適切な時期に政策等の案（以下「案」という。）を公表しなければならない。

2 実施機関は、案の公表に際し、次に掲げる関連資料を併せて公表するよう努めるものとする。

- (1) 案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 案を立案するに当たって整理した考え方及び論点
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民等が案を理解するために必要な資料

(公表の方法)

第5条 実施機関は、案及び関連資料を各区役所の情報公開コーナーに備え付けるとともに、市のホームページに掲載するものとする。

2 実施機関は、前項に定めるもののほか、必要に応じて次に掲げる方法を活用し市民等への周知を図るよう努めるものとする。

- (1) 市報さいたまへの掲載
- (2) 報道機関への発表
- (3) 市公式SNSでの情報発信

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

(意見の提出)

第6条 実施機関は、市民等からの意見提出の利便を図るため、提出期間及び提出方法を、案を公表する際に明示するものとする。

2 意見の提出期間は、市民等が意見を提出するために必要な時間を考慮し、原則として1か月以上とするよう努めるものとする。

3 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、インターネットを利用する方法とし、その他実施機関が適当と認める方法とする。

4 市民等が意見を提出する場合には、住所、氏名及び連絡先を記載するものとする。

(意見の処理)

第7条 実施機関は、市民等から提出された意見を十分に検討のうえ、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により意思決定を行った政策等、市民等から提出された意見の概要及び意見の概要に対する実施機関の考え方を公表する。なお、提出された意見を検討した結果、案を修正した場合には、修正した内容及びその理由を公表するものとする。

3 前項の公表の方法については、第5条の規定を準用する。

(手続きの特例)

第8条 審議会等は他の市民参加手続きの方法により実施することが適当であると認められるときは、パブリック・コメントに代えて他の市民参加手続きを実施することができる。

2 審議会等がパブリック・コメント又は前項の手続きを実施して提出した答申、報告書に基づいて市長その他の執行機関が政策等の策定を行うときは、この要綱に定める手続きの全部又は一部を実施しないことができる。

(要綱の見直し)

第9条 この要綱は、市民意識及び社会状況の変化、運用状況、実施の効果等を勘案し、必要に応じて見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の要綱は、平成20年4月1日以後に政策等の策定・改廃を行うものから適用し、同日前に政策等の形成過程にあるものについては、なお、従前の要綱による。

市民の声モニター制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、無作為抽出の手法を取り入れ、多くの潜在的な市民の意向を把握するほか、広く市民の意向を把握して事業に生かすため、市民の声モニター（以下「モニター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(モニターの資格要件)

第2条 モニターに応募する資格は、次に掲げる要件のすべてを満たす者（以下「登録対象者」という。）とする。

- (1) 市内在住の18歳以上の者
- (2) 市職員でない者

(モニターの募集)

第3条 モニターは、さいたま市民意識調査を通じて無作為抽出された者を含め広く市民から募集する。

(登録申込み)

第4条 登録対象者は、モニターの登録を希望するときには、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機と、申込をする者の使用に係る電子計算機であって当該市長等の使用に係る電気計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法をいう。）により広聴課長に申込みをするものとする。

2 登録対象者は、前項の規定による申込みをする場合には、広聴課長に登録対象者に関する次の事項を届け出るものとする。

- (1) モニターの登録を希望する旨
- (2) 住所
- (3) 氏名
- (4) 連絡先のEメールアドレス
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広聴課長が必要と認める事項

(モニター登録)

第5条 広聴課長は、前条の規定による申込みがあった場合には、登録対象者から届出を受けた情報をもとに市民の声モニターリストを作成し、全てモニターとして登録するものとする。

(登録期間及び登録の更新)

第6条 モニターの登録期間は、登録が完了した日から、登録が完了した日の属する年度の翌々年度の3月末日までとする。

2 モニターから登録期間更新の申出があった場合は、更新を認めるものとする。

(登録の取消し)

第7条 広聴課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該モニターの登録を取り消すものとする。

- (1) 第2条に規定する要件を欠いたとき
- (2) 登録された住所、電子メールアドレスのいずれにも送付物が到着しなくなったとき
- (3) モニターから登録の取消しの申出があったとき
- (4) モニターとしてふさわしくない行為があったとき

(謝礼)

第8条 モニターとしての謝礼は支払わない。

(モニターの利用)

第9条 課所等は、広聴機能の充実を目指し、市が主催するタウンミーティング、審議会、委員会、シンポジウム、ワークショップ、講演会及び講座等（以下「講座等」という。）に参加を呼びかけ、今後の事業に市民の意見を取り入れるために、モニターを利用することができる。

- 2 モニターには、市が実施するパブリック・コメントにおいて、意見を求めるための計画案等を送付することができる。
- 3 モニターには、市が実施するアンケート調査の調査票等を送付することができる。
- 4 モニターには、市政への理解を深め、意見を述べやすくするために必要な市政に関する情報を送付することができる。
- 5 個人情報保護のために、前各項に掲げる事項以外の目的にモニターを利用してはならない。

(モニターの利用及び報告)

第10条 課所等の長は、前条第1項から第4項までの規定によりモニターを利用しようとするときは、市民の声モニター利用申請書（様式第1号）により広聴課長へ申請しなければならない。

- 2 課所等の長は、モニターを利用したときは、市民の声モニター利用報告書（様式第2号）により広聴課長へ報告するものとする。

- 3 課所等の長は、モニターが講座等に参加する場合には、アンケート調査を実施し、今後の事業に市民の意見を反映するものとする。ただし、課所等の長が、別の方法により参加者から意見の聴取を行うときは、この限りではない。

(モニターへの案内情報等の送付)

第11条 課所等が、郵送によりモニターに講座等の案内情報、パブリック・コメントの計画案等、アンケート調査の調査票等又は市政に関する情報の送付を希望する場合には、広聴課がモニターの宛名を打ち出し、課所等に渡すものとする。

- 2 課所等が、Eメールによりモニターに講座等の案内情報、パブリック・コメントの計画案等、アンケート調査の調査票等又は市政に関する情報の送付を希望する場合には、課所等から当該データを広聴課が預かり、広聴課が送信するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、広報監が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

市民の声モニター利用申請書

年 月 日

広聴課長 宛

〇〇〇〇課（所・室）長

下記の目的により市民の声モニターの利用を申請します。

記

1. 利用目的

2. 抽出条件

3. 担当者

課（所・室）名 _____

氏名 _____

電話（直通・内線） _____

様式第2号（第10条関係）

市民の声モニター利用報告書

年 月 日

広聴課長 宛

〇〇〇〇課（所・室）長

市民の声モニターの利用について、下記のとおり報告します。

記

1. 講座等の名称

2. 利用による効果

1. 今まで参加したことが無い方に参加していただいた。
2. 新たな視点で意見をいただくことができた。
3. その他（自由に記入してください）

--

3. 担当者

課（所・室）名 _____

氏名 _____

電話（直通・内線） _____

子ども・若者の提案制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、未来を担う子ども・若者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）から、市のまちづくりに関する提案を聴く機会を設けることにより、子ども・若者からの提案を市政に反映することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「子ども・若者の提案」とは、子ども・若者から第5条に規定する方法により市長に提出された、市が設定したテーマに関する提案等をいう。

(テーマの選定)

第3条 子ども・若者の提案に係るテーマは、庁内において募集したものの中から、関係所管課（教育課程指導課、子ども・青少年政策課、高校教育課等をいう。）と協議し、広聴課長が選定する。

(実施概要)

第4条 広聴課長は、子ども・若者の提案の実施に当たり、テーマ、募集期間等を定める実施概要を作成する。

(提出方法)

第5条 子ども・若者の提案は、市内の学校に配置された専用封筒の郵送又は「さいたま市電子申請・届出サービス」により行うものとする。ただし、広聴課長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(受付)

第6条 子ども・若者の提案は、広聴課において受け付ける。

(市の方針)

第7条 第3条の規定により設定したテーマの所管課は、前条の規定により受け付けられた子ども・若者の提案を十分に検討の上、その概要に対する市の方針を作成するものとする。

(公表方法)

第8条 広聴課長は、受け付けた子ども・若者の提案の概要及び前条の規定により作成した市の方針を取りまとめ、各区役所情報公開コーナー及び市ホームページで公表する。

2 前項の規定にかかわらず、受け付けた子ども・若者の提案が、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として公表しないものとする。

- (1) 企業等の営利を目的とするもの
- (2) 提案の趣旨が不明確なもの
- (3) テーマから逸脱した内容のもの
- (4) 子ども・若者以外から提出されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広聴課長又はテーマの所管課長が公表不要と判断したもの

(市長への報告)

第9条 広聴課長は、前条第1項の規定により公表する提案の概要及び市の方針を市長に報告するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広聴課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

市民の声 ―令和6年度広聴年報―

令和7年9月発行

発行・編集 さいたま市 市長公室

秘書広報部 広聴課

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤 6-4-4

電 話 048-829-1931

F A X 048-825-0665

メー ル kocho@city.saitama.lg.jp